

第3次北名古屋市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

北名古屋市

はじめに

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 計画が目指す方向	5
1 基本理念と基本的視点	5
第3章 行動計画	7
1 施策の体系	7
2 将来の児童人口	8
3 こども・子育て関連施策の総合的な展開	9
4 幼児期の教育・保育とこども・子育て支援の充実	36
第4章 計画の推進に向けて	57
1 計画の周知	57
2 推進及び点検・評価の体制	57
3 関係機関相互の連携	58
資料編1 北名古屋市こども・子育ての現状	59
1 こどもや子どものいる家庭の状況	59
2 教育・保育施設等の状況	65
資料編2 計画策定の経緯	73
1 経緯	73
2 各種調査の概要	74
3 北名古屋市子ども・子育て会議委員名簿	75
4 北名古屋市子ども・子育て会議設置条例	76
5 用語解説	78

※「こども」の漢字の使い分けについて

本計画において、法令の名称や固有名詞、他の語との関連などで漢字にする場合を除き、ひらがなで「こども」と表記します。

※百分率による集計の表記について

本計画において、百分率による集計では、全体を100%として算出し、小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記しています。このため、割合の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として「子ども基本法」が制定・施行されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されました。

■子ども基本法に定められた6つの基本理念



子ども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべての子どもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと。

2 すべての子どもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行しました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

北名古屋市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改革や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格 特徴	<ul style="list-style-type: none">○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	<ul style="list-style-type: none">○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画○「北名古屋市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画



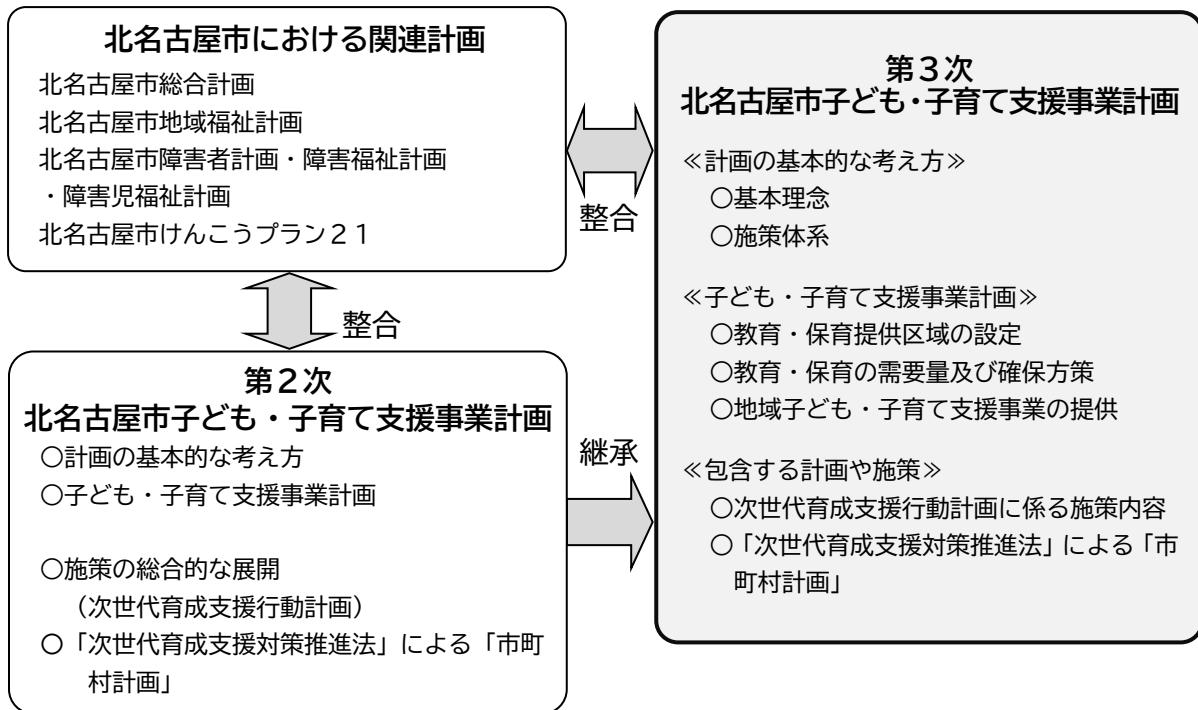
一体的に策定



第3次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画

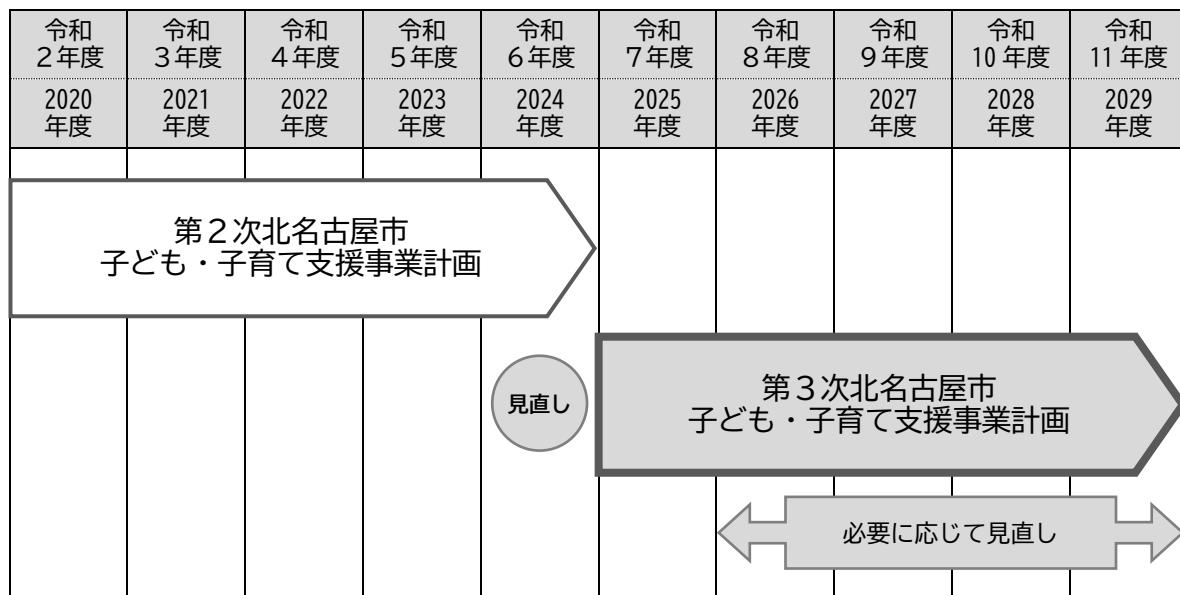
4 関連計画との位置づけ

本計画は、「北名古屋市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

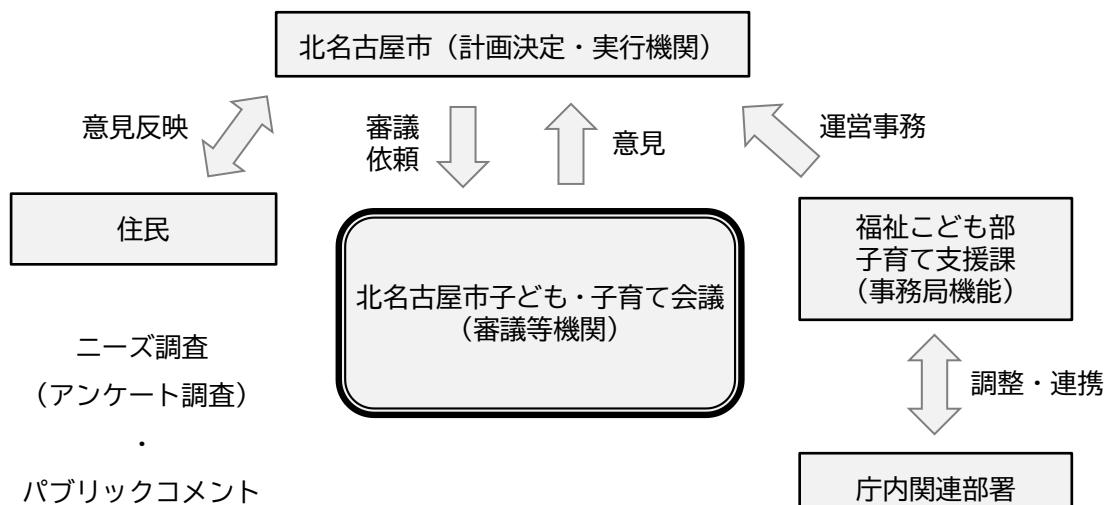


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく、「北名古屋市子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

第2章 計画が目指す方向

1 基本理念と基本的視点

(1) 基本理念

- この計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1次及び第2次計画の基本理念と基本的視点を継承し、本市に暮らす子どもが次代の担い手として、豊かな心をもち、いきいきと主体的に生きるすてきな人に成長することを目指して、「子どもがすてきに育つまち・北名古屋～いきいき成長応援プラン～」とします。
- 子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。
- 子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本認識のもと、本市は、保護者と地域（地域住民、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、自治組織、行政等）が連携しながら、市全体で、子どもがいきいきとすてきに育つことを応援する取組をさらに進めます。

<基本理念>

子どもがすてきに育つまち・北名古屋 ～いきいき成長応援プラン～



(2) 基本的視点

■この計画は、次の3つの基本的視点に基づき、施策を推進します。

① こどもの自立支援の環境づくり

- こどもは、家庭や学校、地域などで人権が尊重される経験を通じて、自分がかけがえのない存在であることに気づき、他者の人権も大切にできるようになります。
- 障害、病気、虐待、貧困、家族の状況、国籍などさまざまな事情から社会的支援が必要なこどもを含め、全てのこどもを対象に、適切な支援と地域における居場所の提供を通じて、一人ひとりのこどもが健やかに成長できるよう平等に保障することが重要です。
- このような考えに基づき、本市は、一人ひとりのこどもの育つ力を信頼・尊重し、適切な支援を行い、自立を支援する環境づくりを進めます。

② ゆとりある家庭づくり

- 家庭は、こどもにとって、初めて接する社会でもあり、重要な役割をもった場です。
- 親がこどもと向き合い、十分なゆとりを持って生活習慣や食習慣の基礎を身につけさせ、社会生活に必要な力や責任感を育むためのしつけができる環境が求められています。
- 家庭での子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、保護者がこどもに愛情を注ぎながら喜びを持って子育てに取り組める環境を整えるためには、男女問わず、家庭と仕事の両方をバランス良く取り組むことが大切です。その中で、充実感ややりがいを感じながら生活することが、より良い子育て環境を実現するための重要な要素となります。
- このような考えに基づき、本市は、男女が互いに尊重し、助け合いながら、楽しく子育てと仕事を両立する、ゆとりある家庭づくりを、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく、包括的に支援します。

③ 頼もしい地域社会づくり

- こどもの意識や行動は、社会を映す鏡であるといわれており、地域は、家庭と同じく重要な人間形成の場であり、大きな影響を与えます。
- 「たくさん的人に抱かれたこどもは幸福になる」と言われるように、こどもが幸せに育つためには家庭だけでなく、地域社会の温かい支えが不可欠です。家庭だけでは限界がある部分もあり、地域全体でこどもを見守り、育っていくことで、こどもは安心感と信頼感を持って成長することができます。
- このような考えに基づき、本市は、こどもや家庭と地域が日常的に関わりをもち、連携・協力しながら子育て支援やこどもの成長をサポートするような、頼もしい地域社会づくりを進めます。

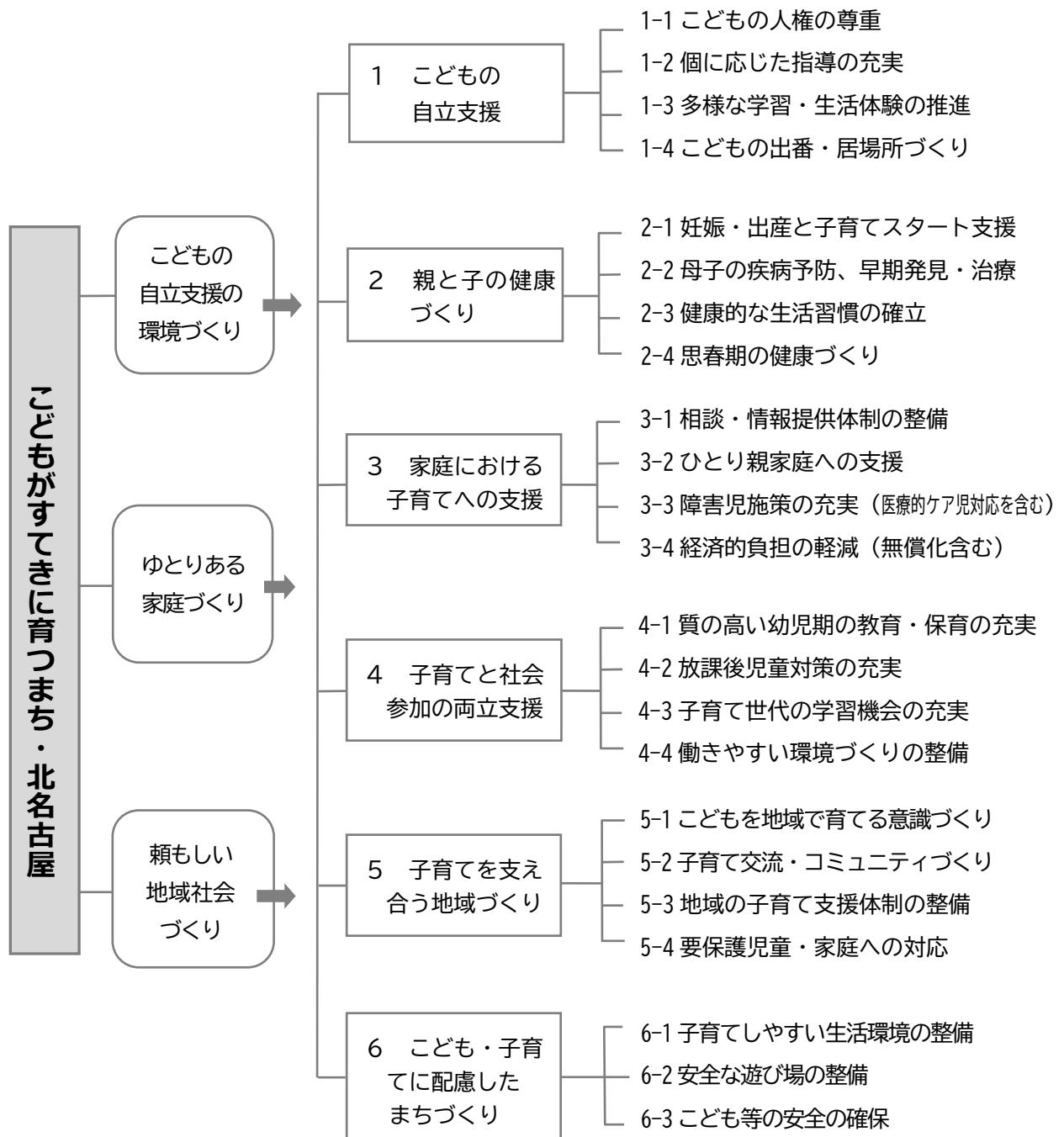
第3章 行動計画

1 施策の体系

- この計画の施策の体系は、次のとおりです。

図表 施策の体系

【理念】 【視点】



2 将来の児童人口

- 計画期間(令和7年度から令和11年度)の児童人口の推計は、過去5年の住民基本台帳人口、母親の年齢階級別の出生率を用いたコーホート変化率法※により行いました。
- この計画の対象者である「0～17歳人口」は、令和11年度には13,357人と推計され、減少を見込みます。
- なお、年齢区分で見ると、「未就学児童（0～5歳）」、「小学生（6～11歳）」、「中高生（12～17歳）」のいずれも減少を見込みます。

※コーホート変化率法…コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率が将来にわたり維持されると仮定して、将来人口を算出する方法

■ 推計児童人口

区分	実績	推計					令和6→令和11 年度の増減
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
0～5歳	4,215人	4,175人	4,119人	4,144人	4,115人	4,105人	▲ 110人
6～11歳	4,828人	4,850人	4,781人	4,645人	4,468人	4,343人	▲ 485人
12～17歳	5,009人	5,010人	4,958人	4,928人	4,928人	4,909人	▲ 100人
合計	14,052人	14,035人	13,858人	13,717人	13,511人	13,357人	▲ 695人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 子ども・子育て関連施策の総合的な展開

1 子どもの自立支援

- ─ 子どもの人権の尊重
- ─ 個に応じた指導の充実
- ─ 多様な学習・生活体験の推進
- ─ 子どもの出番・居場所づくり

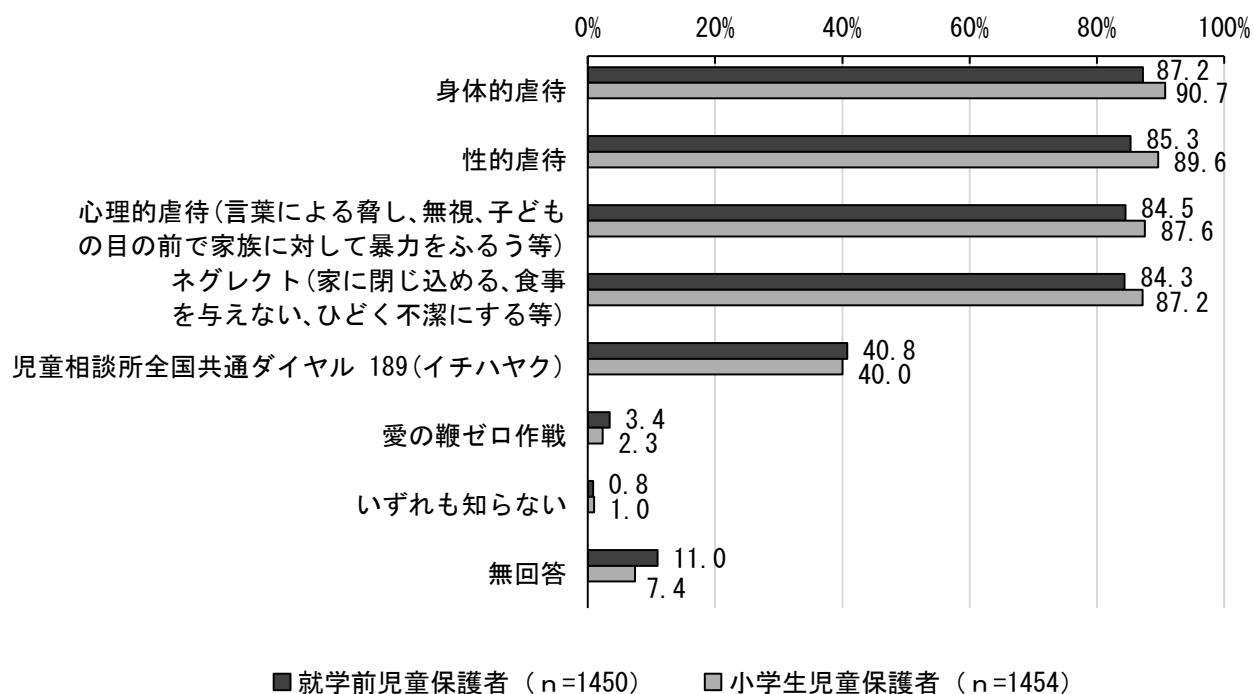
○施策の基本目標

- 本市では、子ども一人ひとりの幸せを最優先に考え、子どもの権利を最大限に尊重しながら、子どもの権利保護と自立支援のための環境づくりに取り組みます。

○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 保育園や学校などの教育機関では、子ども一人ひとりの自立を支えるため、地域と連携し、多様な体験や交流の機会を提供するとともに、必要な指導を行っています。また、児童館などでの「中高生タイム」をはじめ、地域における子どもたちの居場所づくりにも力を入れています。
- アンケート結果から、就学前児童の保護者と小学生の保護者の双方で「身体的虐待」の認識が最も高く、次いで「性的虐待」「心理的虐待」に関する理解が80%以上であることがわかります。小学生の保護者は就学前児童の保護者より高い認識を示しており、子どもの成長に伴い理解が深まっている様子が伺えます。これにより、年齢に応じた児童虐待についての教育の重要性が示されています。

図表 児童虐待について知っていることは何ですか。【就学前児童・小学生の各保護者調査】



○課題

- こどもの自立を支援する一人ひとりに応じた学習・体験機会の拡充と子どもの居場所づくり
- 児童虐待に対する認知が高い一方で、認知しても児童虐待が減少しないことを踏まえて、こどもや保護者に対する支援体制整備を強化することが必要

【事業の内容及び方針】

1-1 こどもの人権の尊重

事業名	内容及び方針	担当課	区分
こどもの人権擁護のための市民への普及啓発	体罰による子育て等を推進するため、こども若者支援センター等の活動を通じて、普及啓発を行います。 また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課 健康課	継続
「北名古屋市いじめ防止基本方針」に基づく取組	いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どのこどもにも、どの学校にもおこりうるもの」であるとの考え方を基本に、未然防止・早期発見・早期解決が重要な姿勢のもと、市、学校、家庭や地域、関係機関との連携を図り、取り組みます。	学校教育課	継続
男女共同参画を推進する教育・学習等	広報、市ホームページ及び男女共同参画推進事業を通して、意識の醸成を図ります。 また、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭生活を送ることの重要性について指導を行うとともに、教職員向けのセミナーを開催し、更なる充実を図ります。併せて、男女共同参画分野において、持続可能かつ市民との継続的な共創型社会を実現するため、効果の高い活動となるよう適宜ブラッシュアップを行います。	まちづくり推進課	継続

1-2 個に応じた指導の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保育園の地域交流活動	こどもの戸外で遊ぶ機会の減少がうかがえることから、乳幼児期から体を動かす楽しさが体験できるよう、保育園で動的な遊びや体操を積極的に取り入れます。 特に、一人ひとりが楽しく取り組めるよう、動きのある遊びの工夫をします。	保育課	継続
統合保育	療育施設から保育園の年長児クラスへの移行にあたっては、1対1で加配保育士を配置しており、今後も障害の程度に応じた担当保育士の加配配置と施設整備を進め、障害の有無に関わらず、ともに育ち合う統合保育を推進します。 また、保育園と療育施設が連携し、障害を有する児童との交流を定期的に行います。	保育課	継続
学び支援事業	全小中学校に非常勤講師を配置し、児童生徒一人ひとりの学びを充実させるための基礎づくりをはじめ、きめ細かな指導を行います。	学校教育課	継続
外部人材の活用等	外部人材の活用や学校外での機会の提供等を通じ、児童生徒が科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高めるための取組を推進します。	生涯学習課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
スクールカウンセラー派遣事業	全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者並びに職員の不安や悩みに対して、カウンセリングを通して心の健康保持に努めるとともに、課題の解決に向けて専門的見地から指導・助言を行います。	学校教育課	継続
いじめ、不登校等の相談・指導体制	児童生徒が相談しやすい学校づくりを目指すとともに、学校での面談・電話相談・家庭訪問などに加えて、教育支援センター「パレット」の面談・電話相談の体制を強化し、個に応じた対応を充実します。	学校教育課	継続

1－3 多様な学習・生活体験の推進

事業名	内容及び方針	担当課	区分
体験活動ボランティア活動支援センター事業	体験活動ボランティア活動支援センターにおいて、体験活動の紹介を行っています。学校教育と社会教育を通じた青少年による奉仕活動・体験活動を行う学校活動支援ボランティアを推進します。	生涯学習課	継続
情報教育、情報モラル教育	情報社会の進展に主体的に対応できる能力や安全に情報を活用する能力を育成します。また、1人1台タブレット端末の配備により、児童生徒がインターネットを使って情報を取り扱う機会が日常的になったことを踏まえ、家庭と連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を行います。	学校教育課	継続
職場体験学習	キャリア教育の視点を取り入れた体験学習等に取り組み、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育み、児童生徒のキャリア発達を促します。	学校教育課	継続
英語指導事業	小学校5・6年生の英語の教科化に伴い、教科担任制による授業を行います。また、小中学校に外国語指導助手を配置し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、発達段階に即したコミュニケーション能力の素地の育成を図ります。	学校教育課	継続
環境学習	環境への理解と関心を深め、具体的な行動につながるよう環境教育を推進します。	学校教育課 環境課	継続
「読書への誘い」活動	こどもの読書活動推進施策の一環として、図書館で定期的にお話し会を開催し、「読書への誘い」活動を推進します。また、図書館見学・司書体験等の体験活動や学校巡回図書「コレ読！30」等、様々な事業を通してこどもの読書活動の充実を図ります。	生涯学習課	継続
芸術・文化活動	子ども文化芸術体験推進事業により、こどもが芸術文化や文化にふれる機会を提供します。また、芸術活動団体の活動を応援します。	生涯学習課	継続
地域の歴史文化の学習・体験事業	地域の歴史文化遺産や昭和日常博物館の展示・生活資料コレクションを活用した学習・体験プログラムを実施し、歴史・伝統文化への理解を深める機会を提供します。	生涯学習課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
こども対象の教室・講座	少年少女発明クラブは、こどもたちが楽しみながら「ものづくり」に取り組める場を提供します。その他、生涯学習講座では、児童・生徒を対象にした料理教室など楽しく学べる機会を提供しています。	生涯学習課	継続
児童生徒の健康と体力づくり	運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験を通して、児童生徒の健康の保持増進と体力の向上を図ろうとする意欲を高めます。また、スポーツ行事や総合型地域スポーツクラブ等団体の活動支援等を実施します。	学校教育課 スポーツ課	継続
土曜学習（英語教室）	日本の文化を学ぶ機会として、子ども文化教室を実施するとともに、土曜学習に限らず休みの受け皿として、学校や家庭以外での学びの機会を提供する事業も展開していきます。	生涯学習課	継続

1-4 こどもの出番・居場所づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
児童館等での「中高生タイム」の充実	中高生がより充実した時間を過ごせるよう、児童館職員のスキルアップを図り、中高生にとっても居心地の良い場所を目指します。	子育て支援課	継続
子ども会活動、ジュニアリーダー育成	子ども会の重要性や魅力を地域の方に伝え、理解を図り、子ども会会員及び育成者の増加を促し、子ども会の活性化を目指し、地域交流、異年齢交流を深められる子ども会活動を目指します。また、ジュニアリーダー育成講習会の充実を図り、子どもが主体となった活動を目指します。	子育て支援課	継続
地域コミュニティ活動に子どもの出番づくり	地域社会を構成する一員として、地域の清掃活動をはじめ、まつり、イベントに子どもの役割を位置づけるなど、地域に子どもの出番を多くします。また、実行委員、年少リーダーの育成を促進させ、子どもが中心となって企画・運営する子どもフェスタを開催します。	子育て支援課	継続
家庭教育事業	家庭教育に関する講座や教室等で、子どもの成長において、家庭での手伝いが重要であることや家族全員で協力することの重要性等を啓発します。子育て中の方が安心して家庭教育を行うために、家庭教育の重要性や子育てに関する知識の習得など学習機会を提供しています。	学校教育課 生涯学習課	継続
子どもによるまちづくりワークショップ等	校外学習で行う社会見学（議場見学）等の機会を活用し、子どもの豊かな感性の創出による意見等を反映しつつ、親しまれる開かれた議会を目指します。	議事課	継続

2 親と子の健康づくり

- 妊娠・出産と子育てスタート支援
- 母子の疾病予防、早期発見・治療
- 健康的な生活習慣の確立
- 思春期の健康づくり

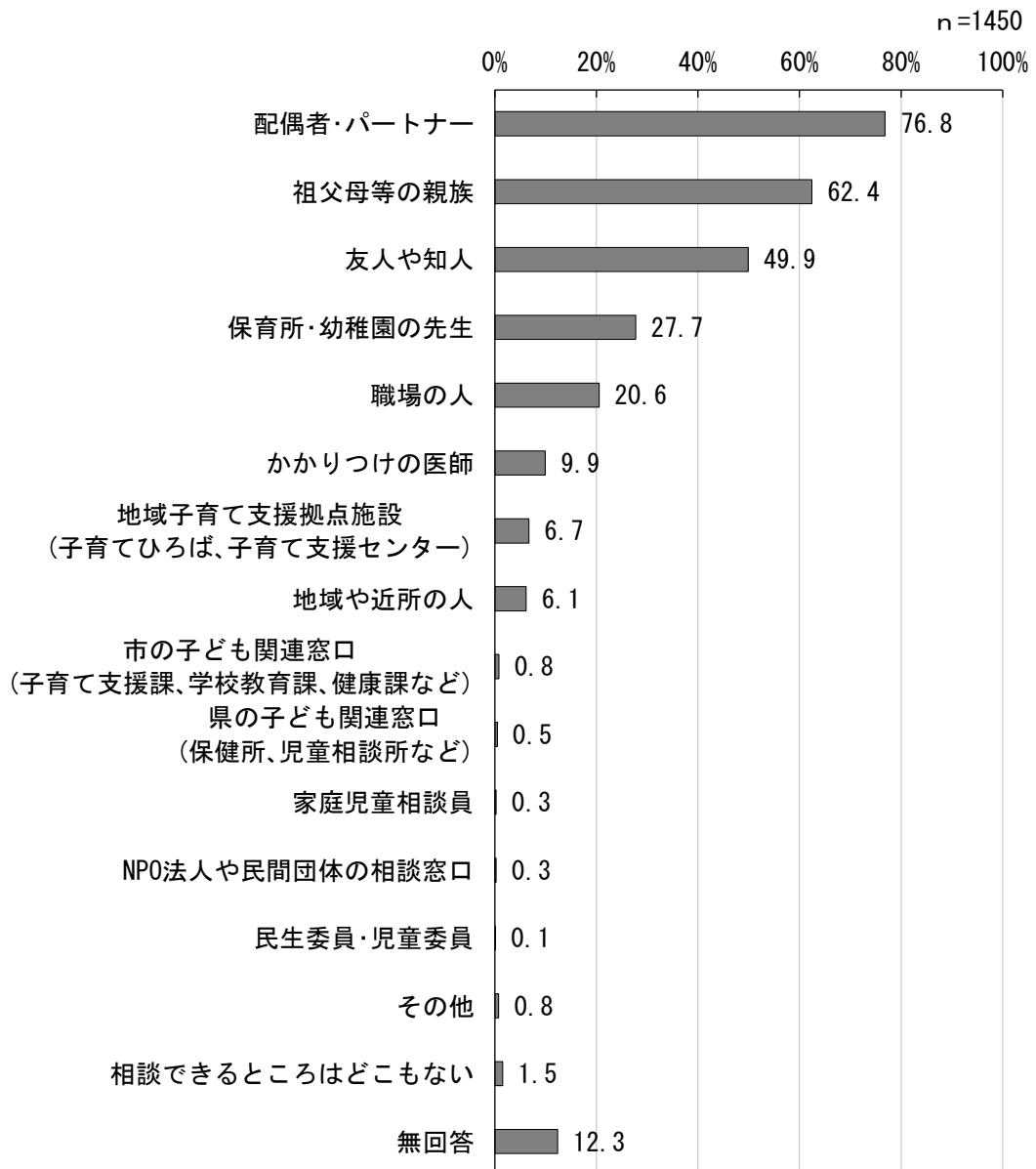
○施策の基本目標

- 本市では、将来を見据え、安心してこどもを出産し、人生を通じて健康で活力ある生活が送れるよう、親子の健康づくりを支援していきます。

○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、母子保健事業を通じて、妊婦や乳児への健康診査、乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などの子育て支援や、保険診療外の一般不妊治療費の助成を実施しています。これにより、妊娠から出産、さらには子育てに至るまで、母子の健康と子育てを包括的にサポートする体制を整えています。
- 保育園や幼稚園、学校を通じて、健康教育や食育、思春期の健康サポートを進めています。また、SNSを活用して妊娠中や育児中の保護者に向けて、一部の子育て情報などを提供しています。
- アンケート調査によると、子育て相談相手として最も多いのは「配偶者・パートナー」で76.8%、次に「祖父母等の親族」62.4%、「友人や知人」49.9%が続きます。これにより、子育ては家族や親しい友人とのコミュニケーションが重要で、身近な人とのつながりがサポートの基盤であることが示されています。

図表 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる相手や場所。【就学前児童の保護者調査】



○課題

- 妊娠中から出産直後、そして子育てまで、育児や発達に関する不安や悩みが大きい時期等に対する、母子保健事業やこども若者支援センター（母子保健機能）における取組の充実
- ハイリスク妊娠婦への支援や産後ヘルパーの派遣、産後ケア事業等を通じて、特に支援を必要とする産前・産後の方の適切な把握と早期支援
- 家庭内や身近な友人に頼れない場合に相談できる場がないため、育児中の孤立感が高まるリスク対策が必要
- こどもの医療に関して、かかりつけ医の普及や医療機関等に関する情報提供の充実

【事業の内容及び方針】

2-1 妊娠・出産と子育てスタート支援

事業名	内容及び方針	担当課	区分
こども若者支援センター	保健センター内にこども若者支援センターを設置しており、安心して妊娠・出産ができ、子育てができるよう、様々な相談に対して、関係機関と連携した包括的な支援を図ります。また、令和6年度から子育て世帯包括支援センターから名称を変更しました。	健康課	継続
母子健康手帳交付	妊娠の届出による母子健康手帳交付時にアンケートや面談を行うことで、その後の支援のために必要な情報収集を行います。妊娠期からの育児期の流れを妊婦と共有し、利用可能なサービスについて情報提供します。	健康課	継続
パパママ教室等	パパやママになる人が、赤ちゃんのいる生活をイメージし、お互いの役割を理解することで、家族で協力して子育てができるよう教室を実施します。	健康課	継続
妊娠婦、乳児健康診査委託業務	妊娠14回、乳児1回、新生児聴覚検査1回、産婦1回、妊娠歯科健診1回、産婦歯科健診1回を医療機関委託で実施するとともに、受診率の向上に努めます。令和6年4月より多胎妊娠受診券5回を追加交付開始しました。	健康課	継続
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)	生後4か月児未満の乳児のいる全ての家庭に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育ての情報提供や相談を行います。支援の必要性が高い家庭は保健師や助産師が訪問し、支援体制を充実させます。	健康課	継続
母性健康管理指導事項連絡カード	ポスター掲示や母子健康手帳交付時のリーフレットの配布を通じて、母性健康管理指導事項連絡カードについて説明し、使用することのメリットを伝えます。	健康課	継続
乳幼児の育児支援	望ましい親子関係の育成と乳幼児の健全な育成を図るため育児相談を実施します。さらに、随時医療機関と連携し、妊娠婦や疾病をもつて生まれた乳児について適切な対応を図ります。	健康課	継続
ハイリスク妊娠婦への家庭訪問	ハイリスク妊娠婦と判断されるケースは、保健師が、早期から家庭訪問等の支援を行います。	健康課	継続
一般不妊治療費助成	広報・ホームページで、一般不妊治療費助成の制度について周知を図ります。令和4年4月より保険適用外のみを対象としました。	健康課	継続
産後ヘルパー派遣事業	産後体調不良等のために、家事や育児を行うことが困難な世帯を対象に、産後ヘルパー派遣事業等を実施します。	健康課	継続
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等がある方へ、心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てできるよう、宿泊や訪問による支援を実施します。	健康課	継続
多胎児の親への育児支援	多胎児サークル活動のPRによる参加促進を図ります。	子育て支援課 健康課	継続
妊娠のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業	令和5年2月から出産・子育て応援給付金事業を開始し、妊娠中、妊婦本人に5万円、出産後、面談を受けた養育者にこども一人当たり5万円の給付を行い、同時に伴走型相談支援を行っています。令和7年4月から制度化され、妊娠のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業となります。	健康課	新規

事業名	内容及び方針	担当課	区分
産前・産後サポート事業	令和2年度より、助産師が新生児の居る全世帯へ産後ママコールを実施しています。また、授乳・育児に関する悩みや不安のある母を対象に、助産師による電話相談や来所・訪問による授乳相談を行っています。	健康課	継続
不育症治療費助成	広報・ホームページで、不育症治療費助成の制度について周知を図ります。	健康課	継続
絵本との出会い事業・0歳文庫	0歳児に対しての絵本との出会いの大切さや楽しさを保護者に伝えるため、図書館「お話しコーナー」に乳児から楽しむことができる絵本を集めた「0歳文庫」を設けるとともに乳児健診時に子育てに関する本を紹介し子育て支援を行っています。	生涯学習課	新規

2-2 母子の疾病予防、早期発見・治療

事業名	内容及び方針	担当課	区分
乳幼児健康診査	乳幼児の疾病の早期発見のため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。 また、健康教育や育児相談、発達相談を合わせて実施し、子育て支援に努めます。	健康課	継続
未受診児受診勧奨	電話・訪問・手紙等により、未受診児の状況確認と受診勧奨を実施します。	健康課	継続
乳幼児訪問指導	育児や子どもの発達に心配のある親を対象に、保健師が家庭訪問を実施し、育児不安や悩みの軽減を図ります。	健康課	継続
予防接種	医療機関と連携を取り、安全・円滑に実施できるよう努めます。予防接種の効果と副反応について、情報提供に努めます。	健康課	継続
乳幼児の事故防止教育	事故防止の方法について資料を配布し、健康教育を行うことで、知識の普及を図ります。	健康課	継続
乳幼児突然死症候群（SIDS）予防教育	母子健康手帳発行時や乳児健診時に、SIDS予防の資料を配布し、知識の普及を行います。	健康課	継続
育児相談	育児や発達に関する個別相談の充実を図ります。	健康課 子育て支援課	継続
健診事後教室	育児や発達に心配のある親子を対象に、親子で楽しく遊び、発達を促す教室を行います。	健康課	継続
要観察児等の支援実施	健診等で支援が必要とされたこどもとその親を対象とした「たんぽぽ教室」を実施し、専任保育士、臨床心理士を配置します。	保育課	継続
2歳児むし歯予防教室 2歳6か月児むし歯予防教室	むし歯を早期に発見し、治療に繋げます。また、正しい衛生習慣の普及を図り健全な歯を育成します。保健師による育児相談も行います。	健康課	継続

2-3 健康的な生活習慣の確立

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保育園や学校における「食育」	地元の農家と連携し、保育園や学校の給食に、旬のより安全性の高い地場素材の活用、郷土料理の取り入れ等を実施しながら、食に興味が持てるよう見えた目にも楽しくおいしくなるよう工夫して、本物のおいしさ、健康により食文化にふれる機会づくりを行うとともに、食に関する指導を実施するなど、正しい食習慣の定着を図ります。また、掲示用資料を新たに配信する等、食に関する知識のさらなる啓発も行っています。	健康課 学校教育課	継続
離乳食講習会・栄養相談	栄養士による離乳食指導・個別相談を実施し、児童の発達段階に合った食生活ができるよう支援します。	健康課	継続
かかりつけ医の普及	乳幼児健康診査で、かかりつけ医の有無を確認するなど、かかりつけ医の普及に努めます。	健康課	継続
小児専門医、救急時の医療機関の紹介	子育て情報誌、赤ちゃん訪問時の配布パンフレット等で、近隣の小児専門医、救急時の医療機関の連絡先を紹介します。	健康課	継続
歯みがき指導等	保育園・幼稚園での歯みがき指導、学校での定期健診・歯科保健指導等、乳児期から連続した歯の健康づくりを実施します。 また、保育園、幼稚園の年長児にフッ化物洗口など歯科指導を含めた健康教育を実施し、むし歯予防に努めます。	保育課 学校教育課 健康課	継続
生活リズムの確立支援	乳幼児健診時に生活リズムのパンフレットを配布し、健康教育や個別相談を行います。	健康課	継続

2-4 思春期の健康づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
乳幼児ふれあい体験	学校・地域において、小中学生が乳幼児とふれあう体験を実施します。長期休暇での実施（年3回）から、回数を増加し、より多くの小中学生に参加を促します。	子育て支援課	継続
学校の健康教育	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施します。 また、学校と保健センター等が連携して、健康教育を推進します。	健康課 学校教育課	継続
性についての正しい知識の習得	児童生徒に対して、健康教育における性教育の重点指導、思春期セミナーの実施等により、性や命の大切さ、性感染症や予防の知識について、発達段階に応じた教育を推進します。	健康課 学校教育課	継続
薬物乱用防止教育	学校において、薬物が体に及ぼす影響について学習する薬物乱用防止教育を充実します。 また、薬物の害について、啓発活動による知識普及を図ります。	学校教育課 健康課 生涯学習課	継続
喫煙防止教育等	保育園・幼稚園・学校では、今後とも全面禁煙を実施します。 また、保育園や幼稚園、学校と保健センター等が連携して、こどもが酒・たばこに興味を示す前に喫煙防止教育等を実施します。	健康課 学校教育課 保育課	継続

3 家庭における子育てへの支援

- 相談・情報提供体制の整備
- ひとり親家庭への支援
- 障害児施策の充実
- 経済的負担の軽減

○施策の基本目標

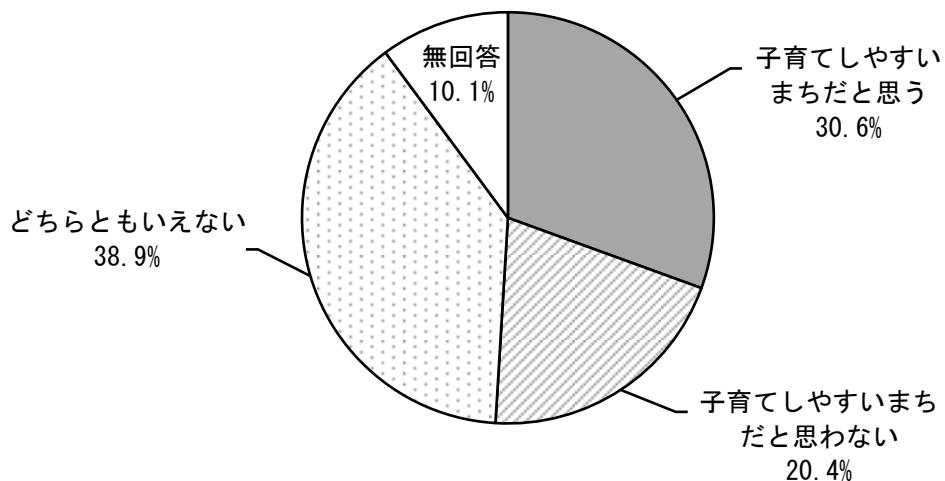
- 本市では、父母やその他の保護者が子育てに対する最も重要な責任を負うという基本的な認識をもとに、子育て家庭の孤立などの課題を踏まえ、全てのこどもとその家庭が適切な支援を受けられるよう取り組みます。

○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、市役所子育て支援課、西子育て支援センターの2か所に「子育てコンシェルジュ」を配置し、幼児期の教育・保育や一時預かり、児童クラブ等の事業の適切かつ円滑な利用を支援しているほか、子育て支援サイト等SNSで子育てに関する情報提供を図っています。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、手当や給付金の支給のほか、母子・父子自立支援員を配置しています。
- 令和6年3月に策定した第3期障害児福祉計画に基づき、児童発達支援等の充実に努めているほか、きめ細やかな特別支援教育及び障害児保育の実施に努めています。
- 国の各種手当の支給とともに、子ども医療費の助成や幼児給食費の無料化等、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めています。
- 就学前児童の保護者は、北名古屋市は子育てしやすいまちだと思うかは、「どちらともいえない」が38.9%と最も多い、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が30.6%、「子育てしやすいまちだと思わない」が20.4%となっています。
- 小学生の保護者は、北名古屋市は子育てしやすいまちだと思うかは、「どちらともいえない」が37.3%と最も多い、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が36.7%、「子育てしやすいまちだと思わない」が16.7%となっています。

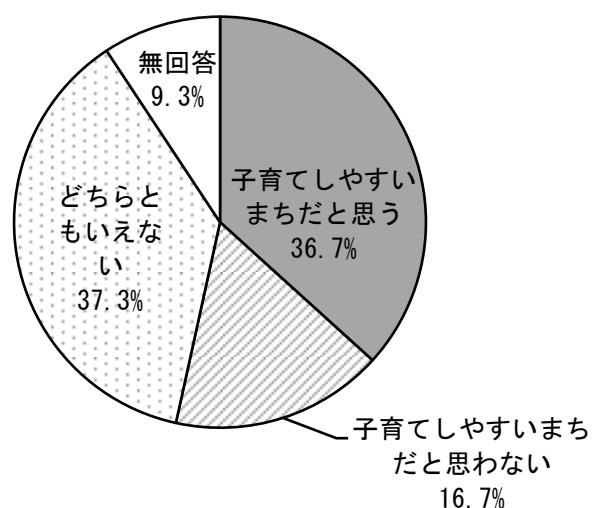
図表 北名古屋市は、子育てをしやすい市だと思いますか【就学前児童の保護者調査】

n=1450



図表 北名古屋市は、子育てをしやすい市だと思いますか【小学生の保護者調査】

n=1454



○課題

- 「子育てコンシェルジュ」をはじめ、相談支援の窓口の周知及び利用の促進
- 医療的ケアを必要とする児童への支援等、新たな課題への対応
- 子育て支援の情報発信や広報の強化
- 子育て家庭やひとり親に対する経済的支援の継続と充実

【事業の内容及び方針】

3-1 相談・情報提供体制の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュの設置)	こども及びその保護者が、保育園や幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、児童クラブ等の事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う子育てコンシェルジュを設置します。	子育て支援課	継続
子育て支援センター事業	地域における子育て支援の核である子育て支援センターでは、保健センター等と連携し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題に対応していきます。	子育て支援課	継続
養育支援家庭訪問事業	育児支援の必要がある家庭に対し、こどもの健全な発達を促すことを目的に、保育士等を派遣します。	こども家庭課	継続
家庭・児童相談	家庭における人間関係の健全化・児童養育支援の充実を図るため、保育士、保健師、家庭相談員を配置し、相談・指導・援助を行います。	こども家庭課	継続
保育園開放や親子あそびの開催等	保育園の開放や、児童館の親子遊びの開催等により、子育てへの相談や悩みの対応を図るとともに、必要に応じ関係機関の紹介を行います。	保育課 子育て支援課	継続
子育て応援情報のリーフレット配布	母子健康手帳交付時に子育て情報誌を配布し、地域の子育てに関する情報源として、より身近に役立つ情報を提供します。	子育て支援課 健康課	継続
子育て支援サイト	子育て支援サイトについて、地域の子育てに関する情報源として、より身近に役立つ情報を提供します。	子育て支援課	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員の相談等活動	子育て家庭にとって身近な相談的役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員のさらなる積極的な活動を推進します。	社会福祉課	継続
子育て情報配信システム事業	SNSを使い、妊婦や育児中の保護者へ、一部の子育て情報等を配信します。	健康課 子育て支援課	継続

3-2 ひとり親家庭への支援

事業名	内容及び方針	担当課	区分
母子家庭等自立支援給付金	自立支援教育訓練促進給付金や高等職業訓練促進給付金を中心に、離婚前相談や手当現況届出の際に広く周知し、利用者増を図りながら母子・父子家庭の自立を推進します。	こども家庭課	継続
母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への支援を実施します。	こども家庭課	継続
母子寡婦福祉協議会活動	母子、寡婦家庭同士の交流に向けて、補助金を交付して母子寡婦福祉協議会の活動の充実を図り、参加を促進するとともに、協議会の役員の扱い手不足の解消に向けて検討を進めています。	こども家庭課	継続
児童扶養手当等	児童扶養手当、県遺児手当、市遺児手当、母子・父子家庭医療費の助成等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。	子育て支援課 国保医療課	継続

3-3 障害児施策の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ひまわり園・ひまわり西園における児童発達支援事業	児童発達支援事業所に児童と保護者が一緒に通園し、日常生活の基本的動作の習得や集団生活に適応などができるよう児童発達支援の提供を行うとともに、子どもの成長に応じた親の関わり方等の情報交換の機会を提供します。	保育課	継続
特別支援教育	障害のある児童生徒や注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等の状態を示す児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校生活上の介助や学習支援、安全確保等の適切な指導・支援を行います。	学校教育課	継続
発達障害を有する児童の総合的な支援体制の整備	発達障害に対する啓発やPRを行うとともに、支援体制や発達障害への理解促進や、市の発達障害関係の事業について、ライフステージごとに支援体制、相談体制等を関係各課で整理し、かつ、事業相互の連携を図ります。また、児童発達支援事業利用のためのインターク面接を基幹相談支援センター（北名古屋市社会福祉協議会）にて実施します。	保育課 健康課 学校教育課 社会福祉課	継続
子育て相談等	子どもの発達や成長面での不安、悩みに対し、保育士、保健師による子育て相談、臨床心理士・言語聴覚士の発達相談等、療育施設での相談体制の充実を図ります。 また、各種研修機会の拡充を図り、療育施設の職員や保育園職員の資質の向上に努めます。 さらに、療育施設・保育園・学校・相談支援事業所等との連携を強化します。	子育て支援課 こども家庭課 健康課	継続
障害児保育	障害を有する児童の処遇向上を図るため、加配保育士の配置、保育士の専門性向上や、他機関との連携による障害児保育を推進します。	保育課	継続
障害福祉サービス	児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等ディサービスなどにかかる給付を行い、障害を有する児童の療育的支援を行います。	社会福祉課	継続
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、相談支援・地域活動支援センター・移動支援・日中一時支援・生活サポート支援・日常生活用具給付等を実施します。	社会福祉課	継続
保護者同士の交流	療育施設を拠点に、障害を有する児童の保護者同士の交流機会と学びの場を提供します。	保育課	継続
特別児童扶養手当等	障害を有する児童を扶養する家庭を支援するため、特別児童扶養手当、特別支援教育就学奨励費を支給します。また、障害を有する児童を支援するため、扶助料を支給するとともに、障害者医療費の助成、障害者タクシー利用等補助事業等の経済的な支援制度の周知・活用を図ります。	子育て支援課 国保医療課 学校教育課 社会福祉課	継続
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	民間を含めた医療的ケア児コーディネーターと連携していくことで医療ケア児の保育及び就学を支援していきます。広報掲載や幼保小中の連携会議等を活用して、相談活動についての広報活動を、必要に応じて随時継続していきます。	社会福祉課 健康課 保育課 学校教育課	継続

3-4 経済的負担の軽減

事業名	内容及び方針	担当課	区分
各種手当の支給	国の政策動向を把握しつつ、児童手当をはじめとする各種手当の支給について、適切に対応していきます。	子育て支援課	継続
子ども医療費の助成	18歳以下（18歳到達年度の末日）の児童の入・通院費を助成し、受給者の医療費負担をなくします。	国保医療課	継続
教育に対する経済的支援の実施	高等学校等に在学する生徒を有する世帯に助成金を交付し、保護者の教育に対する経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課	継続
保育環境の整備・充実	園児が安全・快適に保育園での生活が送れるよう、施設のバリアフリー化、設備の充実・改善等を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる施設から計画的に建て替えを行います。 また、公設民営化による効率的な保育園の運営を検討します。	保育課	継続
幼児給食費の助成	次世代を担うこどもが健やかに育まれる環境を整えるため、適切な補助のあり方を検討しながら、保育園・認定こども園・幼稚園・児童発達支援事業所の幼児給食費の助成を行います。	保育課	継続
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	令和5年2月から出産・子育て応援給付金事業を開始し、妊娠中、妊婦本人に5万円、出産後、面談を受けた養育者にこども一人当たり5万円の給付を行い、同時に伴走型相談支援を行っています。令和7年4月から制度化され、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業となります。	健康課	新規
妊産婦、乳児健康診査受診券交付	妊婦14回、乳児1回、新生児聴覚検査1回、産婦1回、妊婦歯科健診1回、産婦歯科健診1回の受診券を交付します。令和6年4月より多胎妊婦受診券5回を追加交付開始しました。	健康課	継続

4 子育てと社会参加の両立支援

- ─ 質の高い幼児期の教育・保育の充実
- ─ 放課後児童対策の充実
- ─ 子育て世代の学習機会の充実
- ─ 働きやすい環境づくりの整備

○施策の基本目標

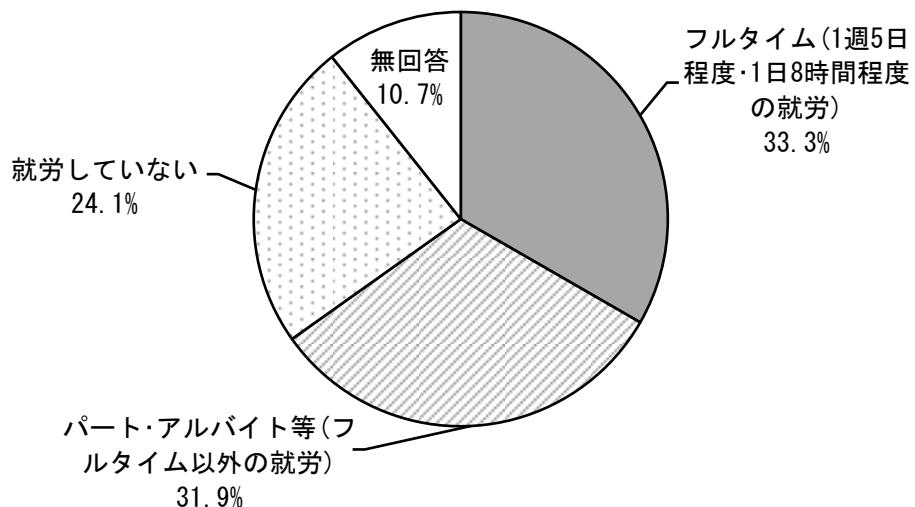
- 本市は、幼児期の教育・保育や子育て支援事業をニーズに合わせて充実させるとともに、企業の取り組みも促進し、子育てと社会参加の両立を支援します。

○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、教育・保育ニーズに応えていくため、幼保連携型認定こども園2園を設置しました。また、各施設が各自の特性を活かしながら質の高い教育・保育の提供に努めています。
- 教育・保育の質の確保・向上を図るため、保育園の各種研修を支援し、再任用職員など経験豊富な保育士をアドバイザーとして保育園に派遣し、特に若手保育士の育成に努めています。
- 放課後児童対策として、児童クラブについては、ニーズが増加する長期学校休業時に、特別教室を利用するなど柔軟に対応しました。また、放課後子ども教室については、児童クラブの運営団体と同一化し、市の所管課も生涯学習課から、児童クラブを所管とする子育て支援課へ移管し、児童クラブとの連携を深めました。
- 各種子育て講座等を通じた保護者への支援に努めているほか、働きやすい環境づくりとして、男女共同参画推進事業の推進とともに、就職支援等を実施しています。
- アンケート調査によると、就学前の母親の就労状況は、フルタイム就労の割合が約3割（33.3%）と、前回調査（31.6%）から上昇しており、保育需要の拡大を表す結果となっています。
- 母親の今後の就労意向は、「すぐにでも、または1年内にフルタイムで働きたい」が54.5%と最も多く、「すぐにでも、または1年内にパート・アルバイトで働きたい」が17.3%となり合わせて7割以上の方が働く希望をもっています。

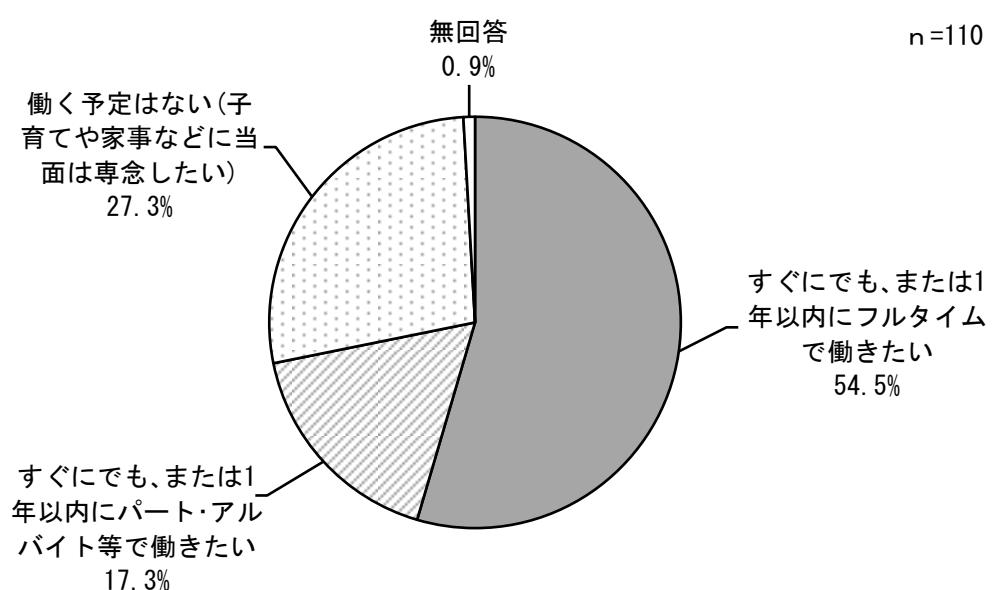
図表 母親の就労状況【就学前児童の保護者調査】

n=1450



図表 母親の今後の就労意向【就学前児童の保護者調査】

n=110



○課題

- 需要に応じた幼児期の教育・保育サービスの充実とともに、一時預かりをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実と利用促進
- 需要やニーズに応じた児童クラブ及び放課後子ども教室の充実
- 仕事と子育ての両立支援に向けた、男女で子育ての負担をシェアするような働き方改革や育儿休業等支援制度を活用できる環境づくり

【事業の内容及び方針】

4－1 質の高い幼児期の教育・保育の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
幼児期の教育・保育	子ども・子育て支援新制度に基づく特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）の充実とともに、地域型保育事業、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等、市内の教育・保育施設等が一体となって、教育・保育ニーズに応えていきます。	保育課	継続
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における「一時預かり事業（幼稚園型）」の委託を実施します。	保育課	継続
子育て短期支援事業	保護者の病気、育児疲れ等の理由により、子どもを児童養護施設において一定期間、養育・保護を行うことに加え、親子入所支援、入所希望児童支援を実施します。	こども家庭課	拡大
幼稚園と保育園の連携強化	子ども・子育て支援新制度に合わせ、幼稚園の意向を踏まえながら、幼保一体化に向け、幼稚園と保育園の連携を強化し、利用者のニーズに合った、質の高い保育・教育を提供します。	保育課	継続
質の高い教育・保育の提供	質の高い保育サービスを提供できるよう、研修費、時間、体制の確保を図り、年間研修計画や園内研究等により保育園職員の資質の向上に努めます。また、定期的に保育サービスの利用者満足度調査を実施し、サービスの改善に努めます。さらに、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）の育成・配置を検討します。	保育課	継続
認可外保育施設の指導・監督及び補助金の交付	良好なサービスが提供されるよう認可外保育施設の保育内容の指導・監督等を県と共に実施します。また、事業者に対し児童福祉の向上を図るため、補助金を交付します。	保育課	継続
一時預かり、病児保育等(地域子ども・子育て支援事業)	令和6年4月から、名古屋市と民間医療機関に委託している病児保育施設を相互に利用できるようにするための相互利用協定を結び、核家族化や女性の社会進出の増加に伴い多様化する保育ニーズに対応しています。	子育て支援課	継続
延長保育事業の充実	保育標準時間認定を超える保育ニーズに対応するために、延長保育を実施します。	保育課	継続
ＩＣＴ	ＩＣＴシステムを活用し、保護者の利便性向上、保育園の運営効率化を図ります。	保育課	継続
使用済オムツ持ち帰り廃止	紙おむつの公立保育園での廃棄を継続して行います。	保育課	継続

4－2 放課後児童対策の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	需要に応じた施設・設備の整備を順次進めます。特に夏休み等の長期学校休業時にニーズが増加するため、対策を検討していきます。	子育て支援課	継続
放課後子ども教室	放課後の児童の安全・安心な居場所となる放課後子ども教室を全小学校で実施し、体験学習などに取り組みます。 また、児童クラブとの一体的運営により連携を強化し、放課後児童対策の充実に努めます。	子育て支援課	継続
ファミリー・サポート・センター事業	児童クラブで対応できない需要については、ファミリー・サポート・センターの周知・利用を促進します。	子育て支援課	継続
登録制お弁当タイム	子どもの孤食問題に対応するため、学校休業日に集団で昼食をする場を提供します。	子育て支援課	継続

4－3 子育て世代の学習機会の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育て講座	子育て支援センター、保健センター、保育園等において、乳幼児をもつ親を対象に学識経験者による、子育てに関する講演会と交流会を開催します。父親の子育て参加を促すための父親向け講座の開催については、申し込み状況を確認しながら、教室内容を検討していきます。	子育て支援課 健康課	継続
親子教室	親子のふれあいを深め、子どもの豊かな感性を養うことを目的に、生涯学習講座で親子教室を実施します。	生涯学習課	継続

4－4 働きやすい環境づくりの整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
男女共同参画推進事業	男女共同参画情報紙の発行や広報、ホームページ、各種パンフレット、新たな情報ツールを活用し、男女の固定的な役割分担意識の是正やワーク・ライフ・バランスの周知に努め、一人ひとりが個性や多様な価値観を理解し、自分らしく生きられる社会の実現を目指します。	まちづくり推進課	その他
就職支援等事業	ハローワーク以外にも、国が設置を進めたサポートステーションにおいて、求職活動者対策が行われていることから、広報やホームページ等において、このサポートステーションを含めた関係機関の周知を図ります。	商工農政課	継続
育児・介護休業法、ファミリーフレンドリー企業等の普及	広報やホームページ、各種パンフレット等を活用し、事業所や商工会等へ、育児・介護休業法、ファミリーフレンドリー企業等の普及を呼びかけます。	商工農政課	継続

5 子育てを支え合う地域づくり

- ─ こどもを地域で育てる意識づくり
- ─ 子育て交流・コミュニティづくり
- ─ 地域の子育て支援体制の整備
- ─ 要保護児童・家庭への対応

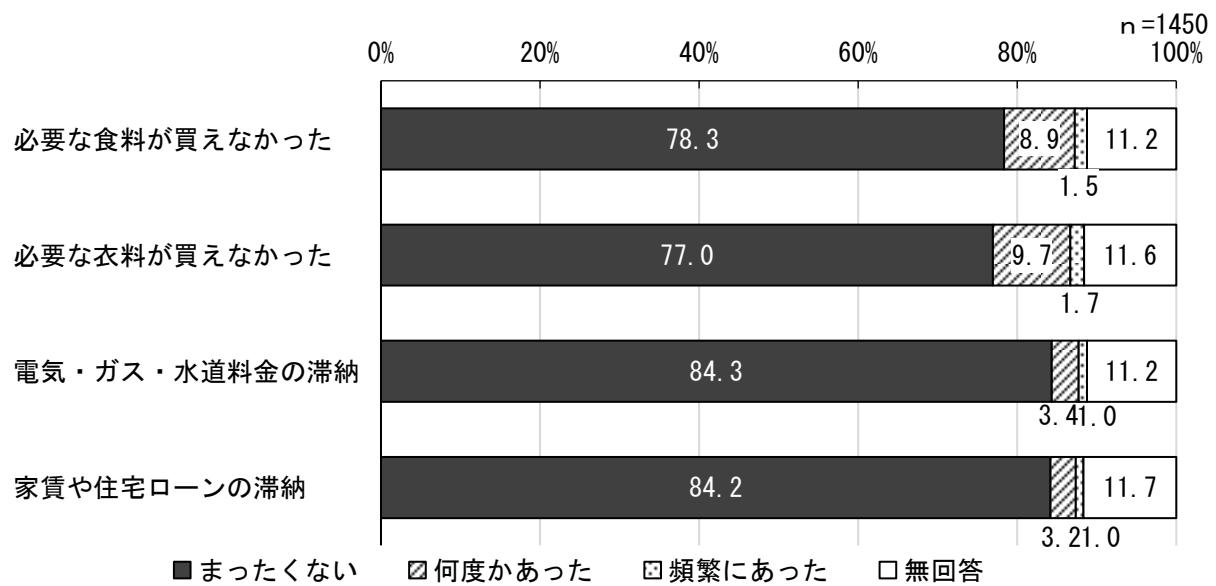
○施策の基本目標

- 本市は、地域社会全体で子育てや子どもの育ちに関わり、地域が子育て家庭に寄り添って、子育てを支え合う地域づくりを図ります。

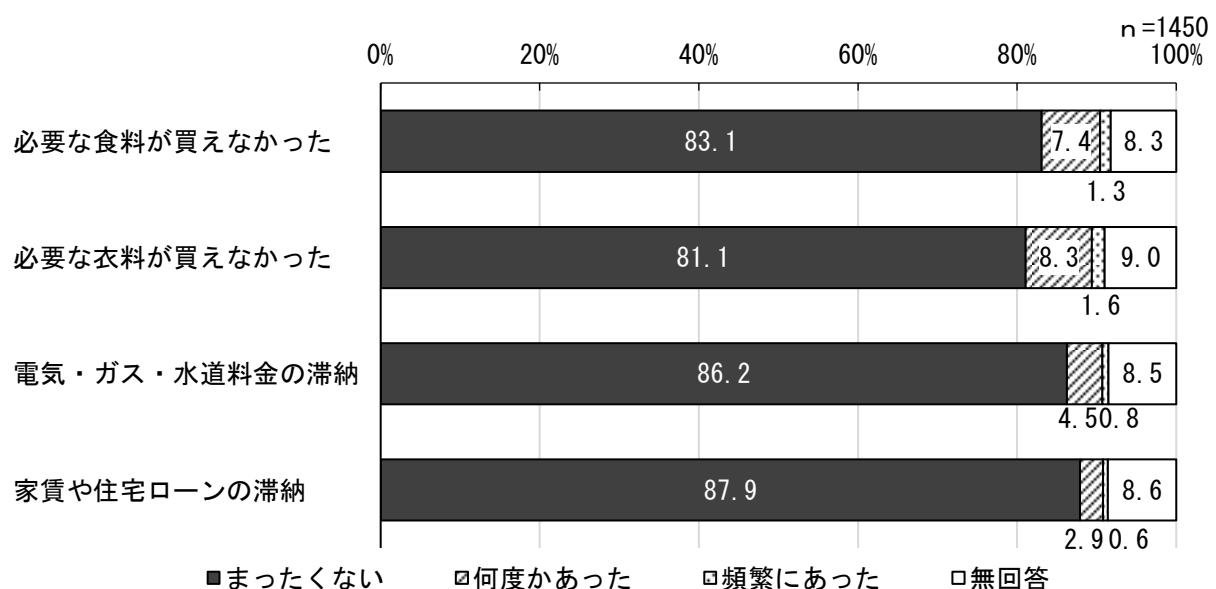
○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、地域全体でこどもを育てる意識の醸成を目的とし、久地野ほほえみ広場を拠点に、多世代間の交流を促進する活動を行っています。また、回想法を活用した「思い出ふれあい」事業などを通じ、高齢者との交流活動も積極的に推進しています。
- 子育て支援センターにおける子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブの開催、学校支援地域本部事業を通じた学校・家庭・地域の連携等、子育て支援のコミュニティづくりを進めています。
- 児童虐待の防止や早期対応にあたっては、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関等とのネットワークを強化し、情報の共有と迅速な対応に努めています。
- アンケート調査によると、家庭で経済的な理由でできなかつたことは、「必要な衣料が買えなかつた」が上位となっており、「頻繁にあつた」と「何度かあつた」の合計は就学前では 11.4%、小学生では 9.9% の回答率となっています。

図表 ご家庭で経済的な理由によりできなかつたこと【就学前児童の保護者調査】



図表 ご家庭で経済的な理由によりできなかつたこと【小学生の保護者調査】



○課題

- 児童複合施設や教育・保育施設、ふれあい事業などを通じた住民同士の交流機会の充実
- 子育てサークルの活動への支援等、親同士の交流を支援する取組の充実
- 児童虐待防止や子どもの貧困対策、外国人の子どもと保護者への支援

【事業の内容及び方針】

5-1 こどもを地域で育てる意識づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
はぐみんカード事業	地域社会全体で子育て家庭を支え、地域で子育てを応援するという気運を盛り上げるため、愛知県と協働し、「はぐみんカード」を協賛店舗や施設で提示すると、お店が独自に設定している特典が受けられるという取組を推進します。	子育て支援課 健康課	継続
広報北名古屋や子育てだよりへの啓発記事掲載	広報北名古屋、市のホームページのほか、子育て支援サイトを活用し、子育ての楽しさを伝える具体的な内容の啓発記事の掲載等により、「子育ては楽しい」という市民意識の醸成に努めます。	子育て支援課	継続
地域での異世代交流活動	久地野ほほえみ広場を拠点に、高齢者とのふれあいの場を設け、地域での異世代交流活動を推進します。	子育て支援課	継続
保育園の開放	保育園を開放し、親子で遊んだり、親同士の交流の場を提供します。	保育課	継続
P T A や保護者会等への父親参加	P T A 活動や保護者会等に父親が参加しやすいよう、休日へ移行できないか検討していきます。	学校教育課 保育課	拡大
思い出ふれあい（回想法）事業	回想法スクール修了者（いきいき隊）と園児・児童が、昔の遊びや暮らしの伝承、昔話等をとおして、世代間の交流を深めることを目的に実施します。 こどもたちには高齢者に接することで、学び散らう機会となり、高齢者にはこどもたちから元気をもらう機会となります。	高齢福祉課	継続
赤ちゃん訪問員による見守り訪問、子育て支援センター等への付き添い	支援が必要で希望がある場合、赤ちゃん訪問員による見守り訪問や、母子が支援センター等を利用する際に、赤ちゃん訪問員が付き添いを行います。	健康課	継続

5-2 子育て交流・コミュニティづくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育てサークルの活動支援	自主的な子育てサークルに対して、身近な活動場所の提供や情報提供、サークル同士の交流機会の提供等、活動への支援に努めます。	子育て支援課	継続
子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブ等	子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブの開催等、子育て支援センターを拠点に子育ての大切さを啓発します。また、親同士の交流の場の充実を図り、学びの場の活用を促進します。	子育て支援課	継続
自主活動グループの育成	児童館で開催する親子遊び、保育園・幼稚園保護者会や学校 P T A 活動等を機会とする交流を促進するとともに、自主活動グループを育成します。	保育課 子育て支援課	一部継続
各種交流事業	交流事業としてパパママ教室（育児編）を実施します。	子育て支援課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域が力をあわせて地域のこどもを育てる体制を推進するため、市内全校の推進員のスキルアップや後継者の育成により、事業の充実を図ります。	生涯学習課	継続
コミュニティ・スクール事業	学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進・運営による北名古屋市版コミュニティ・スクールの充実により、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、こどもたちの学びを支え、「生き抜く力・学力」の向上を図るとともに、家庭の「教育力」の向上や地域への愛着、地域の「絆」の強化を図ります。	学校教育課	継続

5－3 地域の子育て支援体制の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ファミリー・サポート・センター事業	0歳児から小学6年生までの児童を対象に、会員制で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 また、地域での子育てを助け合い支援する活動の輪をさらに広げることを目指し、保育士や看護師等の資格の有無を問わず、より多くの方に援助会員としての参加を呼びかけます。	子育て支援課	継続
児童館の「地域ふれあい会」	児童館が児童健全育成の地域活動の拠点となり、地域の各種団体のネットワークによって、子育てのしやすい地域づくりを図るため、全児童館で「地域ふれあい会」を開催し、地域の子育ての情報交換と支援、児童館行事への参加・協力を促進します。	子育て支援課	継続
託児ボランティアの育成	ファミリー・サポート・センターの援助会員の講習を兼ね、託児ボランティアの養成講座を開催します。	子育て支援課	継続
青少年育成会議	青少年の健全育成を図るため、毎年度重点目標を掲げ、あいさつ運動や啓発活動等を実施するとともに、団体と連携しながら次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	身近な地域で子育てを支援する体制づくりとして、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図ります。	社会福祉課	継続

5－4 要保護児童・家庭への対応

事業名	内容及び方針	担当課	区分
DV対策の推進	DV対策基本計画に基づき、「DVの予防・啓発」・「DV被害者への支援」を推進します。DVを未然に防いだり、支援につなげる相談先について、広報やホームページを媒体として周知するとともに、効果的に周知できるよう、SNSやデータ送付などによる方法を検討していきます。	まちづくり推進課 こども家庭課 子育て支援課 保育課 学校教育課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ひきこもり対策訪問支援	外出が困難なひきこもり者に対する支援機能を強化するために、その保護者・家族からの依頼により相談員が家庭訪問を実施し、ひきこもり者及び保護者・家族に対し支援を行い、ひきこもり者が社会参加できるように促します。	こども家庭課	継続
居場所支援	ひきこもり、ニート、不登校及び非行犯歴のある若者に対して、人とのふれあいの機会と場の提供を行います。 また、身近な地域における居場所として社会参加の支援を行うことにより、地域住民とふれあい、顔見知りになることにより、地域で声かけや見守りができる体制づくりを図ります。	こども家庭課	継続
児童虐待防止相談及び要保護児童への対応	虐待の相談や通報等の情報提供を受け、児童虐待防止相談及び要保護児童への対応を行うとともに、地域や身の回りで虐待が疑われる場合等の通告義務や通告先を広く周知し、協力を呼びかけて児童虐待対策の充実を図ります。 また、地域や関係機関との連携を強化し、虐待予防及び早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の原因を探り、継続的な家庭支援を図ります。	こども家庭課 健康課	継続
要保護児童対策地域協議会	定期的に要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、迅速な対応ができるよう適切な時期の個別ケース検討会議の充実を図ります。 関係機関等とのネットワークを強化し、必要に応じ、学識経験者からの指導・助言を受けるなど、増加する虐待ケースの対応に努めます。	こども家庭課 社会福祉課 学校教育課 健康課	継続
虐待の通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育園や幼稚園、学校のほか、広く市民に周知し、増加する虐待の早期発見に努めます。	こども家庭課	継続
要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査や育児相談、家庭訪問等により、育児困難家庭や虐待等を把握します。	健康課	継続
こどもの貧困対策の推進	愛知県の「子どもが輝く未来へのロードマップ」の方向性を踏まえつつ、こども若者支援センターにおいて、多様かつ複雑な困難を抱えるこどもたちに対し、支援を行うための研究・検討を行います。また、「教育機会の均等」という取組に向か、就学援助という学用品等の必要な支援を行うことにより、検討・実施に努めます。	こども家庭課 学校教育課 健康課	継続
外国人のこどもと保護者への支援・配慮	地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえた適切な支援を行います。	保育課 学校教育課 健康課 こども家庭課	継続
こども若者支援センターの設置	センターでは市内に在住する妊娠婦、子育て世帯、こども・若者の困りごとに関する相談に応じ、関係機関と連携・協働しながら支援や社会資源へのコーディネートなどを行います。	こども家庭課 健康課	継続

6 こども・子育てに配慮したまちづくり

- └ 子育てしやすい生活環境の整備
- └ 安全な遊び場の整備
- └ こども等の安全の確保

○施策の基本目標

- 本市では、親子が安心して外出し、こどもが安全に遊べる環境を提供するため、こどもや子育てに配慮したまちづくりを推進します。

○施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、公共施設の修繕・改修にあたって、設備のバリアフリー化やこども連れに配慮した授乳室の設置等に努めており、総合体育館やジャンボプールは、ベビーシート・ベビーキープの設置をしました。
- 安全な遊び場として、都市公園及び児童遊園は、禁止事項を除き誰もが自由に利用できる施設となっており、遊具の保守点検や適宜修繕を行うなど保全に努めています。また、児童遊園の管理・運営にあたり、地域の住民による清掃管理等自主的な管理・運営を推進しています。
- こどもの安全確保に関しては、小学校において保護者やスクールガードが登下校の付き添いや見守り活動を行い、不審者への対策を強化しています。また、こどもたちに対する交通安全教育も実施し、さらに保育園や幼稚園、学校、児童館、療育施設などの防災対策にも取り組んでいます。

【事業の内容及び方針】

6-1 子育てしやすい生活環境の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
公共施設等の整備事業	公共施設等の新設にあたっては、男女トイレにベビーシート・ベビーキープの設置、授乳室の設置、託児スペースの確保等に努めます。	総務課 健康課 保育課 子育て支援課 都市整備課 生涯学習課 スポーツ課	継続
各種交通安全施設	市道の交通量の多い路線や児童生徒の通学路を中心、歩道やガードレール・カーブミラーの設置等、各種交通安全施設等の整備を計画的に進めます。 また、地域の実態にあった交通規制の強化を関係機関へ要請します。	まちづくり推進課 都市整備課	継続
環境美化活動	学校や自治会、市内事業所等と連携を図りながら、環境美化の活動を推進します。	環境課	継続
市内循環バス「きたバスの運行」	市民に寄り添った公共交通手段を調査、検討するため、地域公共交通計画を策定します。	まちづくり推進課	継続

6-2 安全な遊び場の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
既存施設を活用した遊び場づくり	公共施設や公園等の地域の施設を開放し、こどもが活用しやすいように検討します。 また、既存施設を活用した移動児童館を実施するとともに、安全管理を行うボランティアの確保に努めます。	子育て支援課 施設管理課 生涯学習課	継続
公園・広場・緑地等の充実・整備	児童等が安心して遊べる場として、また、防災面の強化を図るため、市街地や集落内に、緑の基本計画に基づく身近な街区公園や児童遊園の計画的な整備、広場等の保全に努めます。	都市整備課 施設管理課	継続
児童遊園の管理・運営の促進	地域の住民による清掃管理等自主的な管理・運営を推進するため、市民協働モデル事業を進め、児童遊園の管理のみならず、市民活動センターの開設を踏まえ、現行の事業を最後に制度のあり方を見直していきます。	まちづくり推進課 施設管理課	継続

6-3 こども等の安全の確保

事業名	内容及び方針	担当課	区分
地域防犯パトロール等	小学校では、警察署の協力により防犯意識を高めるとともに、保護者や地域住民の協力を得て、登下校時の見守り活動や付き添い登校を促進し、地域ぐるみで犯罪抑止に努めます。	まちづくり推進課	継続
小学生への防犯教室、中学生への護身術教室等	小学生への防犯教室、中学生への護身術教室の内容の充実、防犯ブザーの配布等、犯罪に対する子どもの防犯教育を実施します。	学校教育課	継続
安全なまちづくり条例の施行	「安全なまちづくり条例」に基づく事業を実施します。	まちづくり推進課	継続
交通安全教育	交通安全関係機関・団体等との連携のもと、保育園、学校、地域社会等あらゆる機会をとらえ、交通安全教育の徹底に努めます。	まちづくり推進課 保育課 子育て支援課 学校教育課	継続
交通安全施設整備の要望	交通事故の発生原因の分析等を徹底し、信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備を関係機関へ要請し、交通事故の防止に努めます。	まちづくり推進課	継続
防犯灯等の整備	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、必要な箇所に防犯灯等の整備を進め、犯罪のない明るいまちづくりに努めます。	まちづくり推進課	継続
防犯の日パトロール等	慢性的な成り手不足はあるものの、人数に応じて柔軟に対応しながら、地域安全情報等の迅速な周知、セーフティパトロール、防犯の日パトロールを実施し、市内の犯罪抑止に努めます。	まちづくり推進課 学校教育課	継続
公共施設の耐震化	広く耐震化の必要性を啓発し、利用者の安全を図るために、公共施設の耐震化を計画的に進めます。	総務課 保育課 子育て支援課 学校教育課	継続
防災訓練と防災施設・設備の整備	保育園や幼稚園、学校、児童館、療育施設における防火・防災意識の高揚が図れるよう周知に努めます。 なお、避難所に指定している小学校に、防災倉庫や更に拡充された備蓄品等を整備していきます。	危機管理課 保育課 子育て支援課 学校教育課	拡大
有害情報の排除	関係機関と連携し、スマートフォン等の普及とともに、青少年に対するインターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、スマートフォンやパソコンのフィルタリング利用等の普及啓発を図ります。	生涯学習課	継続

4 幼児期の教育・保育とこども・子育て支援の充実

- 本市は、幼児期の教育・保育とこども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業について過去の実績と人口推計等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保量・内容）及び実施時期を設定します。
- 量の見込みの推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

●教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



●量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 利用実績 × 事業の利用意向

計画期間（令和7～11年度）の推計児童人口と利用実績の増減割合を掛け合わせ、さらに各事業の利用意向を掛け合わせ各事業の量の見込みを設定します。



●量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策（確保量・内容）及び実施時期を設定します。

（1）教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となる教育・保育提供区域を定めます。

1－1 教育・保育提供区域とは

- 教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。
- 子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を記載することとなっています。

1－2 本市の区域設定の考え方

- 本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること等のメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めていきます。
- 児童クラブについては、小学校区を基本単位として、必要な需給調整を図ります。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

- 国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、幼児期の教育・保育の量の見込みを定めます
- また、量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を定めます。

2-1 対象事業

- 量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 幼児期の教育・保育

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが 満3歳以上	専業主婦（夫） 家庭、就労時間 時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 	教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
	子どもが 満3歳以上	共働きである が、幼稚園等 の利用を希望 する家庭		教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
2号	子どもが 満3歳以上	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・認定こども園 ・認可外保育施設 (企業主導型保育施設の 地域枠※1等) 	<p>両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応</p> <p>両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応</p>
3号	子どもが 満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業（定員 6～19人の小規模保育、 定員5人以下の家庭的保 育、居宅訪問型保育、事 業所内保育） ・一時預かり事業（幼稚 園型Ⅱ）※2 ・認可外保育施設（企 業主導型保育施設の地域枠 等） 	<p>両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応</p> <p>両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応</p> <p>地域型保育事業等で、上記と同様の対応</p>

※1 企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

2－2 量の見込みと確保方策等

- 幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

①1号認定

【量の見込みの考え方】

- 1号認定は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	768人	768人	758人	750人	734人	724人	
②確保量	特定教育・保育 施設（認定こど も園・幼稚園）	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	確認を受けな い幼稚園	840人	840人	840人	840人	840人	840人
過不足（②-①）	142人	142人	152人	160人	176人	186人	

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 1号認定は、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園及び認定こども園において、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

②2号認定（教育ニーズ）

【量の見込みの考え方】

- 2号認定（教育ニーズ）は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	255人	297人	293人	289人	282人	278人	
②確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）	-	-	-	-	-	-
	確認を受けない幼稚園	255人	297人	293人	289人	282人	278人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 2号認定（教育ニーズ）は、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園において、預かり保育により必要利用定員総数の受け入れを図ります。

③2号認定（保育ニーズ）

【量の見込みの考え方】

- 2号認定（保育ニーズ）は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	1,131人	1,134人	1,118人	1,104人	1,078人	1,061人	
②確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）	1,380人	1,380人	1,380人	1,380人	1,380人	1,380人
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	249人	246人	262人	276人	302人	319人	

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 2号認定（保育ニーズ）は、既存の保育園及び認定こども園により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

④3号認定（0歳児）

【量の見込みの考え方】

- 3号認定（0歳児）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	66人	101人	103人	103人	103人	103人	103人
②確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）	42人	42人	42人	42人	42人	42人
	地域型保育事業（小規模保育）	56人	59人	61人	61人	61人	61人
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	32人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 3号認定（0歳児）は、保育園、地域型保育事業（小規模保育）及び認定こども園により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

⑤3号認定（1歳児）

【量の見込みの考え方】

- 3号認定（1歳児）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計1歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	269人	280人	281人	281人	281人	281人	281人
②確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）	216人	216人	216人	216人	216人	216人
	地域型保育事業（小規模保育）	61人	67人	69人	69人	69人	69人
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	8人	3人	4人	4人	4人	4人	4人

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 3号認定（1歳児）は、保育園、地域型保育事業（小規模保育）及び認定こども園により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

⑥3号認定（2歳児）

【量の見込みの考え方】

- 3号認定（2歳児）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計2歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3次計画					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数／人)	335人	335人	330人	326人	319人	314人	
②確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）	274人	274人	274人	274人	274人	274人
	地域型保育事業（小規模保育）	68人	75人	77人	77人	77人	77人
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	7人	14人	21人	25人	32人	37人	

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 3号認定（2歳児）は、保育園、地域型保育事業（小規模保育）及び認定こども園により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

- 国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。
- また、量の見込みに対応するよう、各事業の確保方策及び実施時期を定めます。

3-1 対象事業

- 量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 【事業類型】 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」 ・いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」 ・主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「こども若者支援センター（母子保健機能）」 	妊婦、0～5歳、 1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等	0～2歳
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

事業		事業概要	対象年齢等	
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により子どもが保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））	0～18歳、保護者	
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生	
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型	3～5歳 (幼稚園在園児)
			保育所型	0～2歳
9	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園において保育を実施する事業	0～5歳	
10	病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生	
11	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業	低所得で生計が困難である保護者のこども	
13	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業		
14	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業	0～2歳	
15	産後ケア事業	産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業		

3－2 量の見込みと確保方策等

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、各事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

①利用者支援事業

【量の見込みの考え方】

- 利用者支援事業は、事業実績及び事業実施に関する今後の方針に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延利用者数／人)	320人	316人	312人	309人	302人	299人	
②確保量	基本型	222人	218人	215人	213人	208人	206人
	特定型	-	-	-	-	-	-
	母子保健型	98人	98人	97人	96人	94人	93人

【確保方策】

- 利用者支援事業は、第3次計画期間も既存の3か所（市役所子育て支援課、西子育て支援センター、保健センター）において事業を実施します。
- 市役所子育て支援課及び西子育て支援センターでは、子育てコンシェルジュを配置し、保育園・幼稚園・小規模保育所・認可外保育所のほか、保育園一時保育・幼稚園一時預かり事業等についての情報提供とその他必要な支援を実施します。
- 「こども若者支援センター（母子保健機能）」では、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談支援とともに、必要な方への支援プランの策定等を実施します。

②地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

- 地域子育て支援拠点事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～2歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (延利用者数／人)	20,811人	20,787人	20,616人	20,219人	19,986人	19,900人	
②確保量	実施か所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	年間延利用	20,811人	20,787人	20,616人	20,219人	19,986人	19,900人

【確保方策】

- 地域子育て支援拠点事業は、第3次計画期間も既存の14か所（子育て支援センター及び児童センター5か所、児童館9か所）において、量の見込みの確保を図ります。
- 今後も各施設で、親子の交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、こども・子育て支援に関する講習等を実施します。

③妊婦健康診査事業

【量の見込みの考え方】

- 妊婦健康診査事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数／人	662人	740人	730人	721人	704人	693人
	年間延利用／回※	9,268回	10,360回	10,220回	10,094回	9,856回	9,702回
②確保量	年間実利用	662人	740人	730人	721人	704人	693人
	年間延利用	8,778人	10,360人	10,220人	10,094人	9,856人	9,702人

※令和2年度以降は、実利用者数に一人当たりの健診回数14回を乗じて計算

【確保方策】

- 妊婦健康診査事業は、第3次計画期間も既存の実施体制（医療機関に委託し、県内統一の検査項目、隨時実施）で事業を実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みの考え方】

- 乳児家庭全戸訪問事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (訪問乳児数／人)	624人	693人	683人	675人	659人	649人
②確保量	訪問率	100%	100%	100%	100%	100%
	年間訪問乳児数	624人	693人	683人	675人	659人

【確保方策】

- 乳児家庭全戸訪問事業は、第3次計画期間も既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）で事業を実施し、乳児のいる全家庭訪問を目指します。

⑤養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

- 養育支援訪問事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (訪問乳児数／件)	19件	54件	54件	54件	54件	54件
②確保量	年間訪問件数	19件	54件	54件	54件	54件

【確保方策】

- 養育支援訪問事業は、北名古屋市要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携強化を図りつつ、第3次計画期間も既存の体制（保育士等による訪問）で事業を実施します。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

【量の見込みの考え方】

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (延利用者数／人)	0人	5人	5人	5人	5人	5人
②確保量	年間延利用	0人	5人	5人	5人	5人

【確保方策】

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）は、令和7年度より、ひとり親家庭のみを対象要件を廃止し、親子入所、入所希望児童を対象に加え、児童養護施設等で事業を実施します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【量の見込みの考え方】

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～12歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み※ (延利用者数／人)	4,791人	4,791人	4,725人	4,666人	4,556人	4,485人
②確保量	実施か所数／ か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年間延利用	4,791人	4,791人	4,725人	4,666人	4,556人
						4,485人

【確保方策】

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、第3次計画期間も既存の1か所(北名古屋市児童センターきらり内)で事業を実施します。
- 事業の周知とともに、需要に対応するため、子育ての手助けをしたい方(援助会員)の確保に努めます。

⑧一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

- 一時預かり事業は、幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）及び保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）について、事業実績と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）】

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (延利用者数／人日)	29,889人	48,600人	51,030人	51,030人	51,030人	51,030人
② 確保量	1号認定による 不定期利用	486人	486人	486人	486人	486人
	2号認定による 定期利用	28,314人	48,114人	50,544人	50,544人	50,544人
①量の見込み (延利用者数／人日)	29,889人	48,600人	51,030人	51,030人	51,030人	51,030人
上記以外（私学 助成による預か り保育等）	-	-	-	-	-	-

【確保方策】

- 幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）は、第3次計画期間も子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園において受け入れを図ります。

【保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）】

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (延利用者数／人日)	2,430人	2,430人	2,430人	2,430人	2,430人	2,430人
② 確保量	一時預かり事業 (保育所型)	4,374人	4,374人	4,374人	4,374人	4,374人
	ファミリー・サ ポート・セン ター（就学前児 童）	-	-	-	-	-

【確保方策】

- 保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）は、第3次計画期間も既存の事業所において受け入れを図ります。

⑨延長保育事業

【量の見込みの考え方】

- 延長保育事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
①量の見込み (実利用者数／人)	319人	330人	325人	321人	314人	309人
②確保量	実施園／園	18園	18園	18園	18園	18園
	年間実利用	319人	330人	325人	321人	314人
						309人

【確保方策】

- 延長保育事業は、第3次計画期間も既存の保育園、地域型保育事業（小規模保育）及び認定こども園の定員等において受け入れを図ります。

⑩病児保育事業

【量の見込みの考え方】

- 病児保育事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～12歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3次計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
①量の見込み (延利用者数／人)	315人	340人	335人	331人	323人	318人
②確保量	病児保育事業	315人	340人	335人	331人	323人
	体調不良型	-	-	-	-	-
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	-	-	-	-	-

【確保方策】

- 病児保育事業は、第3次計画期間も市内医療機関に委託し実施している既存の病児保育事業（こぐま病児保育室）において受け入れを図ります。

⑪放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【量の見込みの考え方】

- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、事業実績と推計6～11歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績※	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度
①量の見込み (在籍児童数／人)	1,105人	1,135人	1,120人	1,104人	1,080人	1,063人
1年生	353人	345人	340人	336人	328人	323人
2年生	330人	304人	300人	296人	289人	285人
3年生	203人	251人	248人	244人	239人	235人
4年生	136人	145人	143人	141人	138人	136人
5年生	58人	65人	64人	63人	62人	61人
6年生	25人	25人	25人	24人	24人	23人
②確保量	1,105人	1,135人	1,120人	1,104人	1,080人	1,063人
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※実績は、4月1日時点の申込者数

【確保方策】

- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、今後見込まれるニーズに応じつつ、質を落とすことなく維持していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【量の見込みの考え方】

- 本事業は、事業実績と推計3～5歳児人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3期計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和11年度
①量の見込み (支給児童数／人)	189人	190人	187人	185人	181人	178人
②確保量	189人	190人	187人	185人	181人	178人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

- 必要な全ての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と必要な給付に努めます。

⑬妊婦等包括相談支援事業

【量の見込みの考え方】

- 妊婦等包括相談支援事業は事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3期計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
①量の見込み (延利用者数／人)	未実施	2,091人	2,085人	2,085人	2,097人	2,109人
②確保量	未実施	2,091人	2,085人	2,085人	2,097人	2,109人
過不足 (②-①)	未実施	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

- 必要な全ての世帯へ事業を実施できるよう、対象者の把握と相談支援の実施に努めます。

⑭乳児等通園支援事業（仮称：こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

- こども家庭庁「認可保育園等及びこども誰でも通園制度における令和7年度以降の整備見込み量調査」に基づき算出いたしました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3期計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
①量の見込み (利用児童数／人)	未実施	未実施	2,437人	2,437人	2,437人	2,437人
②確保量	未実施	未実施	5,800人	5,800人	5,800人	5,800人
過不足 (②-①)	未実施	未実施	3,363人	3,363人	3,363人	3,363人

【確保方策】

- 市内事業所向けアンケートの結果に基づき市内の小規模保育施設等で受け入れを図ります。

⑯産後ケア事業

【量の見込みの考え方】

- 産後ケア事業は、事業実績と事業実施に関する今後の方針に基づき量の見込みを設定しました。

【量の見込み及び確保量】

区分	実績	第3期計画				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 11年度
①量の見込み (延利用者数／人)	53人	112人	110人	109人	107人	105人
②確保量	53人	112人	110人	109人	107人	105人
過不足 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策】

- 産後ケア事業は、宿泊型は医療機関又は助産所に委託し、訪問型は助産師が訪問し事業を実施します。

(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- 本市は、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

(5) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

- 本市は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を提供します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(6) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供します。

(7) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

- 本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害のある児童等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(8) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、国、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

(9) 外国につながる幼児への支援・配慮

- 就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- 教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等を対象に、外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施を検討します。
- 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等のこどもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用を必要に応じて検討します。

(10) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
- 本市は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者への給付を行います。
- 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査等について必要がある場合には、愛知県に対し施設等の運営状況、監査状況等の情報提供を求めます。また、状況に応じ立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請します。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

(1) こどもへの周知

- この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。
- 子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、保護者や地域と連携しながら、子どもに計画内容の周知を図ります。

(2) 保護者への周知

- この計画は、子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本認識のもと、男女が互いに尊重し、助け合いながら、楽しく子育てと仕事を両立する、ゆとりある家庭づくりを支援するものです。
- 広報・ホームページを通じて、計画の理念や子ども・子育て支援に関わる事業等の周知に努めます。

(3) 市民・団体等への周知

- この計画は、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。
- 市全体で、子どもがいきいきとすてきに育つことを応援する取組をさらに進めるため、広報・ホームページを通じて、市民や団体等への計画内容の周知を図ります。

2 推進及び点検・評価の体制

(1) 市内部の推進体制

- 次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐なものです。
- 本計画を着実に推進していくために、子育て支援課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、公表するとともに、評価、再調整等の継続的な取組を行います。必要に応じ計画内容の見直し等を含めた検討も行います。

(2) 市民・関係団体等との協働体制

- 次世代育成支援と子ども・子育て支援の取組の推進及び点検・評価にあたっては、市民・関係団体等の参画が必要です。
- 子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「北名古屋市子ども・子育て会議」を定期的に開催し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の点検・評価、円滑な実施への提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体等との協働により推進します。

3 関係機関相互の連携

(1) 関係機関の連携会議の開催

- それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、各種支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

- 保護者が必要とするときに必要な支援を利用できるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

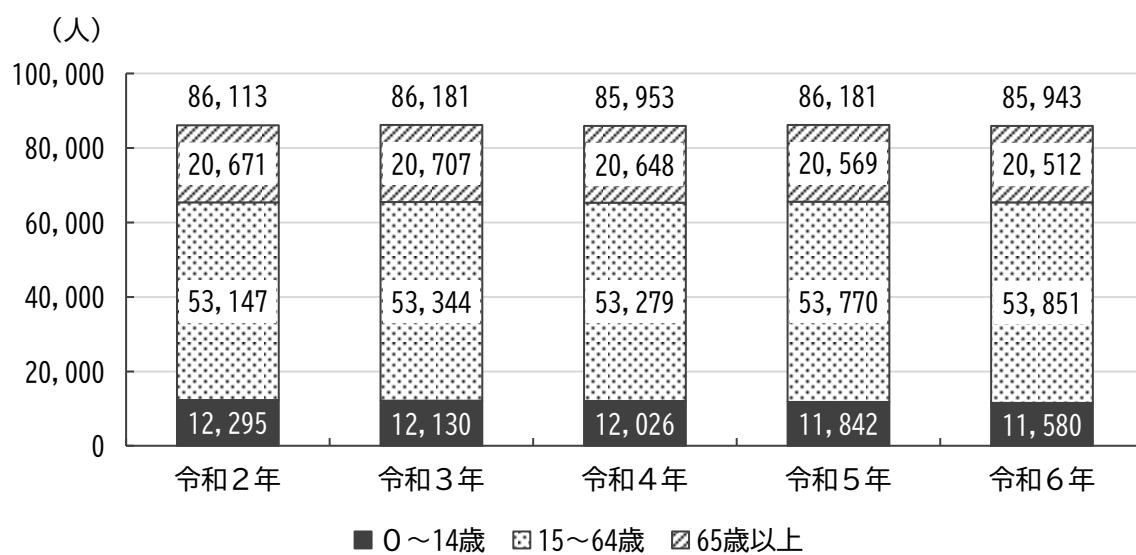
資料編1 北名古屋市のことども・子育ての現状

■北名古屋市のことども・子育ての現状を統計データに基づき整理すると、次のとおりです。

1 ことどもやことどものいる家庭の状況

(1) 人口の推移

■年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

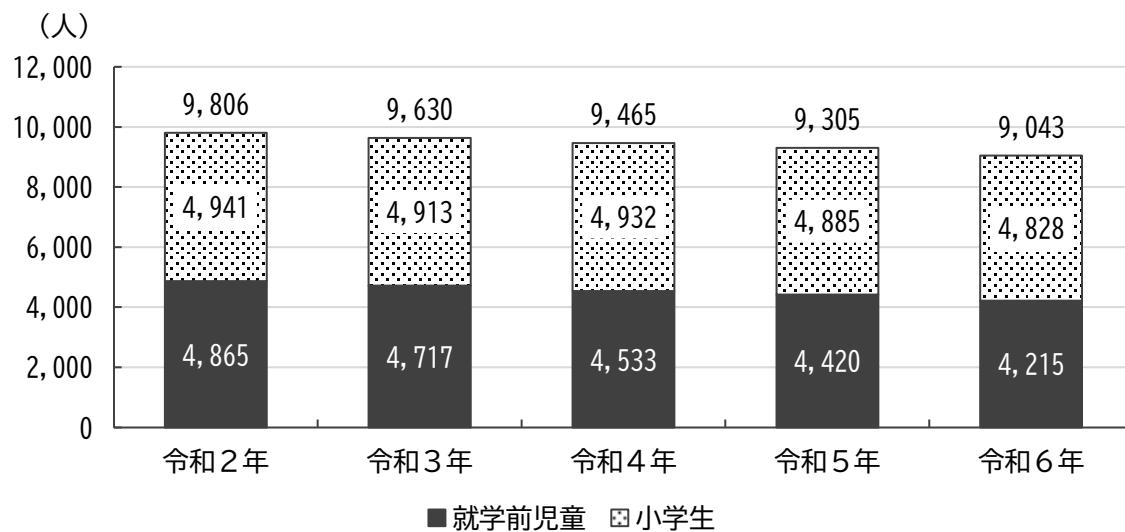
区分	本市					県	全国
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
0～14歳	12,295	12,130	12,026	11,842	11,580	939,822	14,385,982
	14.3%	14.1%	14.0%	13.7%	13.5%	12.5%	11.5%
15～64歳	53,147	53,344	53,279	53,770	53,851	4,660,201	74,573,387
	61.7%	61.9%	62.0%	62.4%	62.7%	62.1%	59.7%
65歳以上	20,671	20,707	20,648	20,569	20,512	1,900,781	35,925,760
	24.0%	24.0%	24.0%	23.9%	23.9%	25.3%	28.8%
総人口	86,113	86,181	85,953	86,181	85,943	7,500,804	124,885,129
世帯数	37,078	37,552	37,677	38,239	38,533	3,461,470	60,779,141
世帯人員	2.32	2.29	2.28	2.25	2.23	2.17	2.05

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）

(2) 児童数の推移

■ 0~11歳人口の推移（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減（令和2→6年）
就学前 児童	0歳	736	661	737	713	609	▲ 127
	1歳	851	742	660	728	703	▲ 148
	2歳	791	835	736	661	722	▲ 69
	3歳	830	783	815	734	655	▲ 175
	4歳	891	808	779	811	722	▲ 169
	5歳	766	888	806	773	804	38
	小計	4,865	4,717	4,533	4,420	4,215	▲ 650
小学生	6歳	795	766	878	803	756	▲ 39
	7歳	809	796	770	869	807	▲ 2
	8歳	801	813	801	777	864	63
	9歳	834	808	827	796	776	▲ 58
	10歳	882	840	815	828	798	▲ 84
	11歳	820	890	841	812	827	7
	小計	4,941	4,913	4,932	4,885	4,828	▲ 113
合計		9,806	9,630	9,465	9,305	9,043	▲ 763

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成

■世帯構成の状況（単位：世帯、%）

区分	本市			県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯数※	31,805	33,716	36,085	3,233,126	55,704,949
核家族世帯	19,972	20,795	21,672	1,794,260	30,110,571
	62.8%	61.7%	60.1%	55.5%	54.1%
夫婦のみ世帯	6,913	7,307	7,419	623,565	11,158,840
	21.7%	21.7%	20.6%	19.3%	20.0%
夫婦と子どもからなる世帯	10,609	10,799	11,134	900,894	13,949,190
	33.4%	32.0%	30.9%	27.9%	25.0%
男親と子どもからなる世帯	406	428	497	41,751	738,006
	1.3%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	2,044	2,261	2,622	228,050	4,264,535
	6.4%	6.7%	7.3%	7.1%	7.7%
核家族以外の世帯	2,809	2,611	2,212	221,731	3,779,018
	8.8%	7.7%	6.1%	6.9%	6.8%
非親族世帯	378	373	407	28,887	504,198
	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%
単独世帯	8,646	9,925	11,792	1,175,221	21,151,042
	27.2%	29.4%	32.7%	36.3%	38.0%

※不詳含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

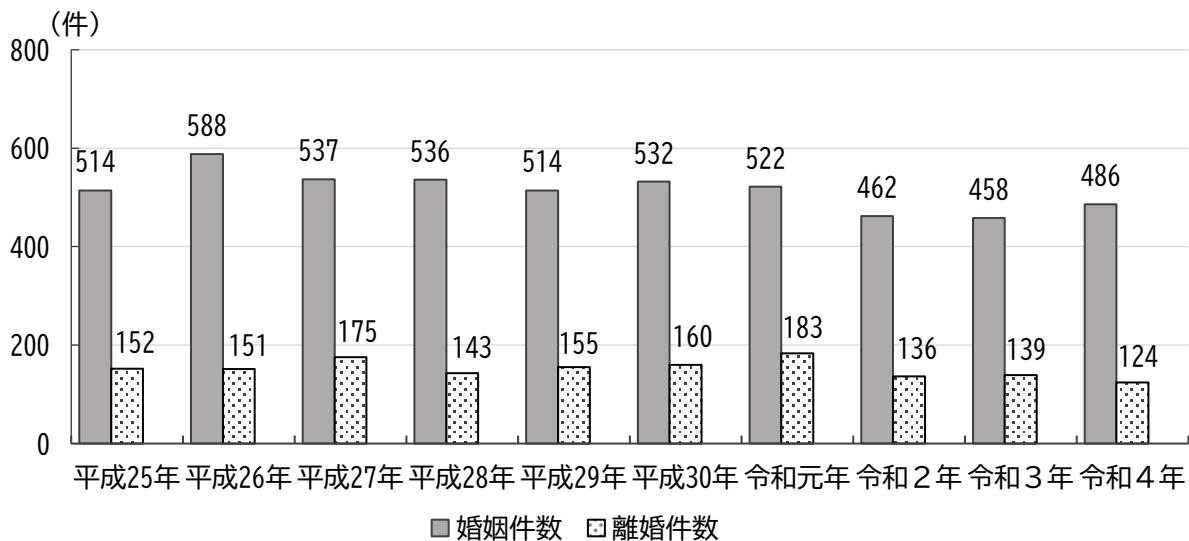
■子どものいる世帯の状況（単位：世帯、%）

区分	本市			県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯数	31,805	33,716	36,085	3,233,126	55,704,949
6歳未満親族のいる一般世帯数	3,952	3,851	3,659	277,853	4,224,286
	12.4%	11.4%	10.1%	8.6%	7.6%
18歳未満親族のいる一般世帯数	8,589	8,883	8,668	692,495	10,733,725
	27.0%	26.3%	24.0%	21.4%	19.3%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 婚姻・離婚の動向

■婚姻・離婚件数の推移（単位：件）



資料：人口動態調査

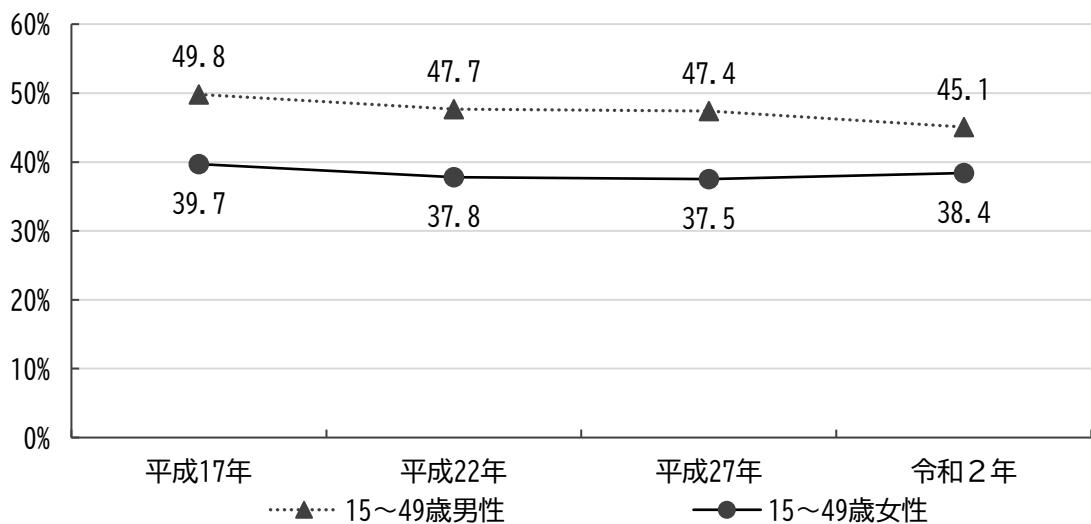
区分	本市										県	全国
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年		
婚姻件数	514	588	537	536	514	532	522	462	458	486	33,434	504,930
婚姻率(人 口千人当)	6.2%	7.0%	6.4%	6.3%	6.0%	6.2%	6.1%	5.4%	5.3%	5.6%	4.6%	4.1%
離婚件数	152	151	175	143	155	160	183	136	139	124	11,061	179,099
離婚率(人 口千人当)	1.8%	1.8%	2.1%	1.7%	1.8%	1.9%	2.1%	1.6%	1.6%	1.4%	1.53%	1.47%

資料：人口動態調査

婚姻率及び離婚率は住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査による人口から算出

(5) 未婚率

■未婚率の推移（単位：%）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

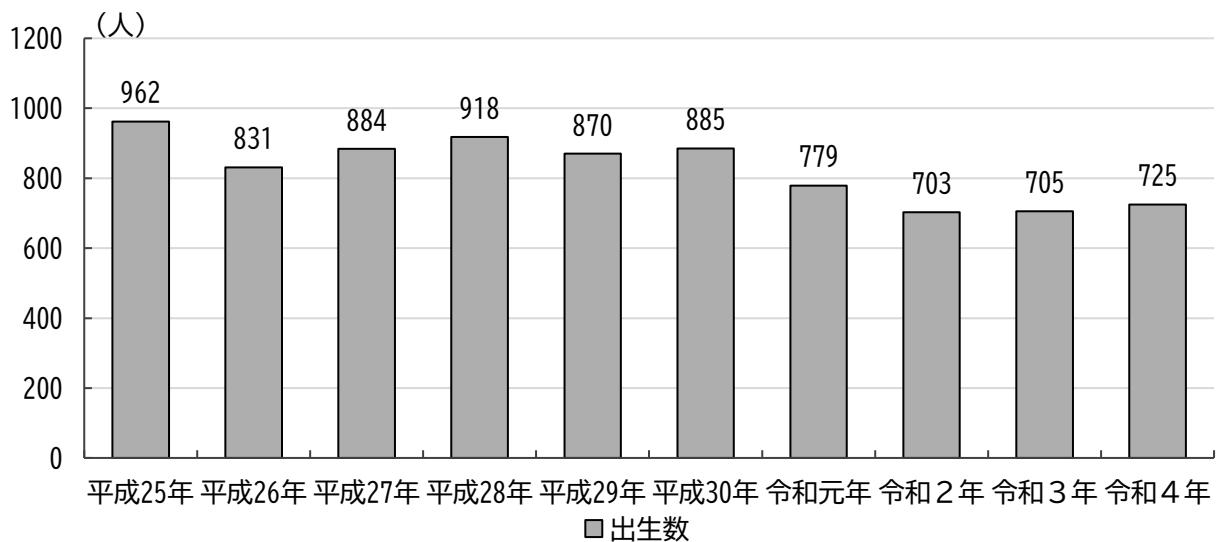
■年齢階級別未婚率の推移等（単位：%）

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成17年	令和2年	平成17年	令和2年	令和2年		令和2年	
15~19歳	99.2%	99.3%	98.2%	99.3%	99.3%	99.3%	99.1%	99.1%
20~24歳	91.6%	85.2%	86.8%	86.8%	89.7%	88.4%	88.5%	87.1%
25~29歳	68.4%	57.4%	52.0%	48.7%	66.1%	56.1%	65.4%	58.2%
30~34歳	43.2%	35.9%	26.8%	24.7%	42.5%	29.1%	43.7%	33.6%
35~39歳	29.2%	27.1%	16.2%	16.4%	31.2%	19.0%	32.4%	22.8%
40~44歳	19.3%	24.5%	8.9%	15.0%	26.8%	15.9%	27.6%	18.8%
45~49歳	15.0%	22.9%	6.3%	14.3%	25.2%	14.1%	25.8%	17.0%
合計	49.8%	45.1%	39.7%	38.4%	50.3%	41.3%	50.3%	43.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 出生数等

■出生数の推移（単位：人）



資料：人口動態調査

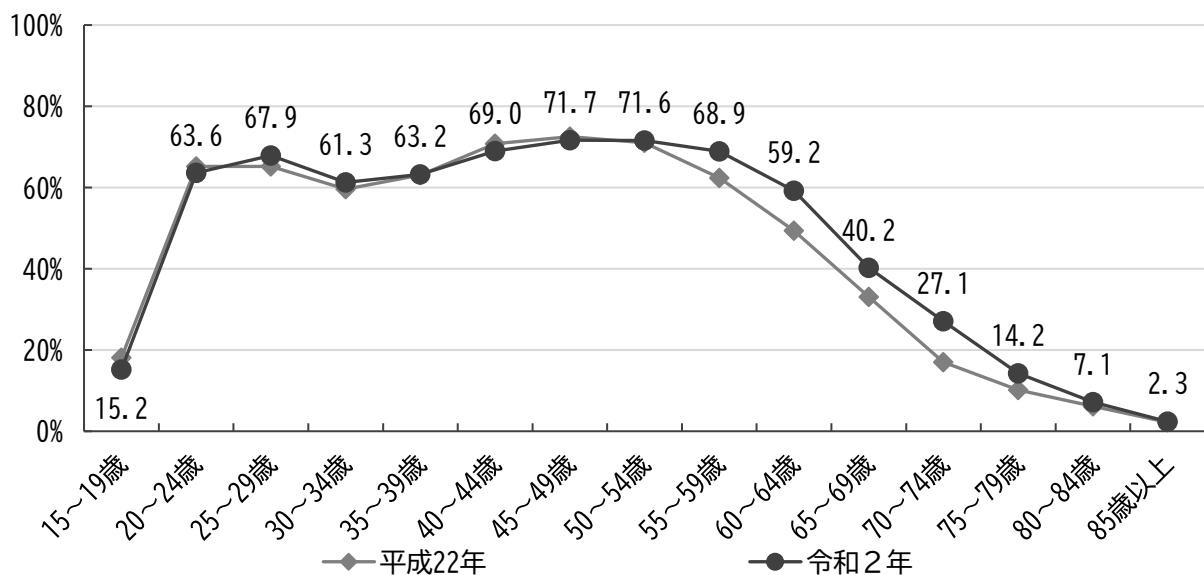
■合計特殊出生率（単位：人）

区分	平成25年～29年
本市	1.80
県	1.55
全国	1.43

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(7) 女性の就業率

■女性の就業率の推移（単位：%）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 教育・保育施設等の状況

(1) 保育園

■保育園の状況（令和6年4月1日現在）

保育園名	平日	土曜日 ※ () 内は特別延長保育	対象年齢
能田保育園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	6か月児～
鹿田北保育園	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後1時	1歳児～
久地野保育園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	6か月児～
久地野保育園分園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	1・2歳児
六ツ師保育園	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後1時	1歳児～
九之坪保育園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	6か月児～
徳重保育園	午前7時30分～ 午後7時	午前7時30分～ 午後7時	1歳児～
西之保保育園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	6か月児～
沖村保育園	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後1時	1歳児～
弥勒寺保育園	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分	6か月児～
中之郷保育園	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後1時	1歳児～

資料：保育課

■保育園の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

年度	保育園数	収容定員	児童数					
			総数	3歳未満	年少(3歳未満)	年中(4歳児)	年長(5歳児)	
平成	30年度	13	2,060	1,632	455	383	380	414
令和	元年度	13	2,038	1,670	472	437	382	379
	2年度	11	1,763	1,528	397	379	404	348
	3年度	10	1,634	1,445	382	341	342	380
	4年度	10	1,634	1,378	384	313	334	347
	5年度	10	1,674	1,333	367	308	323	335
	6年度	10	1,601	1,307	387	290	299	331

資料：保育課

(2) 幼稚園

■幼稚園の状況（令和6年4月1日現在）

名称	所在地
師勝はなの樹幼稚園	鹿田 1751 番地7
名古屋芸術大学附属クリエイティブ幼稚園	熊之庄射矢重 95 番地
栄和幼稚園	二子栄和 20 番地
師勝幼稚園	井瀬木 1086 番地
西春幼稚園	西之保棒地 37 番地

資料：保育課

■幼稚園の状況（各年5月1日現在）（単位：人）

年次等	園数	学級数	教員数		園児数						
			本務者	兼務者	総数	男	女	3歳児	4歳児	5歳児	
平成	30年度	5	46	63	14	1,321	662	659	421	473	427
令和	元年度	5	46	68	14	1,317	656	661	450	406	461
	2年度	5	45	72	9	1,266	639	627	416	449	401
	3年度	5	44	73	14	1,258	654	604	398	409	451
	4年度	5	43	72	11	1,229	633	596	424	394	411
	5年度	5	41	72	14	1,161	591	570	350	420	391
	6年度	5	39	70	15	1,077	544	533	309	351	417

資料：学校基本調査

(3) 地域型保育事業（小規模保育事業）

■地域型保育事業（小規模保育事業）の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	定員	保育時間
といろ保育園 ～北名古屋本園～	0歳児(2か月～)：2人 1歳児：5人 2歳児：5人 計 12人	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時30分
宮前ひよこ園	0歳児(3か月～)：4人 1歳児：4人 2歳児：4人 計 12人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分
保育ルーム あすなろハート	0歳児(6か月～)：3人 1歳児：4人 2歳児：4人 計 11人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
といろ保育園 ～北名古屋九之坪園～	0歳児(2か月～)：4人 1歳児：4人 2歳児：4人 計 12人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
はな保育室 にしはる駅前	0歳児(6か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
ニチイキッズ 井瀬木保育室	0歳児(2か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
スクルド エンジェル 北名古屋園	0歳児(3か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
スター・キッズ西春	0歳児(2か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
北名古屋市 社協小規模保育所 「にこりん」	0歳児(6か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
はな保育室 とくしげ駅前	0歳児(6か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分
ゆうか みろくじ保育室	0歳児(6か月～)：6人 1歳児：6人 2歳児：7人 計 19人	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後7時30分

資料：保育課

■地域型保育事業（家庭的保育事業）の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	定員	保育時間
ひよりキッズ	0歳児(11か月～)：1人 1歳児：2人 2歳児：2人 計5人	月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時15分

資料：保育課

(4) 小学校・中学校

■小学校児童数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

年次		児童数							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	
平成	30年	787	807	859	809	845	800	87	4,994
令和	元年	800	785	806	860	810	841	85	4,987
	2年	771	794	778	804	866	802	92	4,907
	3年	745	771	795	788	816	871	93	4,879
	4年	855	749	777	804	795	816	99	4,895
	5年	775	844	750	773	805	792	109	4,848
	6年	727	775	832	747	774	804	125	4,784

資料：北名古屋の教育

■中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

年次		生徒数				
		1年	2年	3年	特別支援	計
平成	30年	777	811	832	25	2,445
令和	元年	788	772	816	19	2,395
	2年	793	788	775	21	2,377
	3年	774	789	790	26	2,379
	4年	830	772	787	32	2,421
	5年	776	826	772	30	2,404
	6年	767	780	825	32	2,404

資料：北名古屋の教育

(5) 児童館

■児童館利用者数（1日平均）の推移（単位：人）

年度		児童センターきらり	井瀬木児童館	六ツ師児童館	鹿田児童館	久地野児童館	熊之庄児童館	九之坪児童館	宇福寺児童館	鍛治ケ一色児童館	沖村児童館	合計
平成	30年度	108	75	66	87	88	102	63	85	66	63	803
令和	元年度	102	64	66	79	85	105	89	85	58	60	793
	2年度	52	28	44	43	40	77	59	60	27	24	454
	3年度	73	48	64	74	65	80	89	54	36	55	638
	4年度	87	58	74	80	92	93	112	84	48	60	788
	5年度	89	52	69	78	86	81	85	89	56	66	751

資料：子育て支援課

(6) 児童クラブ

■児童クラブ利用者数（月平均）の推移（単位：人）

年度		(ほほえみ・ゆめっ子・にこにこ)	合計									
平成	30年度	112	84	142	107	69	127	85	56	72	61	915
令和	元年度	130	74	153	107	85	121	59	68	90	74	961
	2年度	109	61	125	60	73	84	76	51	96	61	796
	3年度	96	45	111	90	80	103	76	60	92	79	832
	4年度	102	52	118	110	92	108	83	44	86	77	872
	5年度	108	51	121	116	96	110	85	48	97	67	899

資料：子育て支援課

(7) 放課後子ども教室

■放課後子ども教室利用者数（日平均）の推移（単位：人）

年度		師勝小学校	師勝東小学校	師勝西小学校	師勝南小学校	師勝北小学校	西春小学校	鶴田小学校	栗島小学校	五条小学校	白木小学校	平均
令和	3年度	18.9	10.0	23.6	14.9	24.2	27.9	13.8	13.1	17.4	17.7	18.2
	4年度	16.4	10.0	22.1	16.8	25.4	29.5	15.0	9.5	21.4	18.9	18.5
	5年度	21.4	14.4	20.2	20.9	22.1	24.6	21.6	8.3	24.9	17.0	19.5

資料：子育て支援課

(8) 子育て支援センター

■子育て支援センターの状況（令和6年4月1日現在）

名称		所在地
東子育て支援センター 子育て広場「こあら」		能田南屋敷366番地（あさひ子どもふれあいセンター内）
西子育て支援センター 子育て広場「にこにこ」		西之保高野79番地（児童センターきらり内）
南子育て支援センター 子育て広場「星の広場」		久地野北浦69番地（久地野ほほえみ広場内）
健康ドーム子育て支援センター		九之坪笹塚1番地（健康ドーム内）

資料：子育て支援課

■子育て支援センター利用者数（1日平均）の推移（単位：人）

年度		東子育て支援センター （子育て広場「こあら」）	西子育て支援センター （子育て広場「にこにこ」）	北子育て支援センター （子育て広場「光の広場」）	南子育て支援センター （子育て広場「星の広場」）	健康ドーム子育て支援 センター	合計
平成	30年度	45	43	71	43	-	202
令和	元年度	50	65	38	40	45	238
	2年度	22	34	18	17	18	109
	3年度	21	31	17	12	26	107
	4年度	27	46	22	19	38	152
	5年度	36	60	26	22	55	199

資料：子育て支援課

※健康ドーム子育て支援センター：平成31年4月1日開設

※西子育て支援センター及び市役所子育て支援課に子育てコンシェルジュを配置

(9) 児童発達支援事業所

■児童発達支援事業所（令和6年4月1日現在）

名称	所在地
ひまわり園	能田南屋敷 366 番地（あさひ子どもふれあいセンター内）
ひまわり西園	九之坪辰巳 84 番地1

資料：保育課

項目	概要
対象者	児童発達支援の支給決定を受けた、おおむね2歳から就学前の児童及びその保護者
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの特性の発見と課題付け(子どもの可能性) ●保護者と子のよりよい関係づくり(家族関係) ●集団生活へのステップづくり
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活における基本的な動作の支援 ●集団生活への適応性の支援 ●食事の支援 ●家族支援
開園日	月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)
開園時間	午前9時～午後2時
定員	各20名(1日当たり)

資料：保育課

■児童発達支援事業所の利用者数（各年度延べ人数）の推移（単位：人）

年度		ひまわり園	ひまわり西園	合計
平成	30年度	280	227	507
令和	元年度	260	239	499
	2年度	246	268	514
	3年度	315	292	607
	4年度	292	323	615
	5年度	301	275	576

資料：保育課

(10) 認定こども園

■認定こども園の状況（令和6年4月1日現在）

園名	平日	土曜日	対象年齢
認定こども園 森のくまっこ	午前7時30分～	午前7時30分～	6か月児～
	午後7時30分	午後7時30分	
幼保連携型認定北なごや中部こども園	午前7時30分～	午前7時30分～	3か月児～
	午後7時30分	午後7時30分	

資料：保育課

■認定こども園の状況（2・3号）（各年度4月1日現在）（単位：人）

年度	園数	定員	児童数				
			総数	3歳未満	年少 (3歳児)	年中 (4歳児)	年長 (5歳児)
令和	2年度	1	179	168	52	41	38
	3年度	2	308	297	92	69	69
	4年度	2	308	296	88	68	70
	5年度	2	311	303	96	69	69
	6年度	2	311	297	89	69	70

資料：保育課

■認定こども園の状況（1号）（各年度4月1日現在）（単位：人）

年度	園数	定員	児童数				
			総数	年少	年中	年長	
				(3歳児)	(4歳児)	(5歳児)	
令和	3年度	2	30	11	2	8	1
	4年度	2	70	18	2	9	7
	5年度	2	70	59	22	22	15
	6年度	2	70	62	23	22	17

資料：保育課

資料編2 計画策定の経緯

1 経緯

■計画策定の経緯は、次のとおりです。

■計画策定の経緯

年	月日	調査・会議等
令和4年	5月18日	令和4年度第1回子ども・子育て会議部会
	7月6日	令和4年度第1回子ども・子育て会議
	10月18日	令和4年度第2回子ども・子育て会議部会
	11月7日	令和4年度第2回子ども・子育て会議
令和5年	3月14日	令和4年度第3回子ども・子育て会議
	6月5日	令和5年度第1回子ども・子育て会議
	8月4日	令和5年度第1回子ども・子育て会議部会
	8月24日	令和5年度第2回子ども・子育て会議
	10月6日	令和5年度第2回子ども・子育て会議部会
	10月13日	令和5年度第3回子ども・子育て会議
令和6年	2月16日	令和5年度第3回子ども・子育て会議部会
	3月8日	令和5年度第4回子ども・子育て会議
	5月17日	令和6年度第1回子ども・子育て会議部会
	6月11日	令和6年度第1回子ども・子育て会議
	6月12日～7月7日	対象者へのアンケート調査実施
	8月23日	令和6年度第2回子ども・子育て会議部会
	9月20日	令和6年度第2回子ども・子育て会議
	11月20日	令和6年度第3回子ども・子育て会議部会
	12月20日	令和6年度第3回子ども・子育て会議
令和7年	12月27日～令和7年1月24日	パブリックコメントの実施
	1月28日	令和6年度第4回子ども・子育て会議部会
	2月25日	令和6年度第4回子ども・子育て会議

2 各種調査の概要

■計画の策定にあたり実施した各種調査の概要は、次のとおりです。

■計画対象者へのアンケート調査の概要

種類	配布対象数	回収数	有効票	回収率
就学前児童の保護者調査	2,500	1,450	1,450	58.0%
就学児童（小学校低学年）の保護者調査	2,500	1,454	1,454	58.2%
総計	5,000	2,904	2,904	58.1%

【概要】

子ども・子育て支援法に基づく「第3次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び就学児童（小学校低学年）の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、令和6年6月に実施しました。

3 北名古屋市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	区分		備考
上村 晶	学識経験者	桜花学園大学保育学部教授	令和7年4月より名称変更。 桜花学園大学教育保育学部
小川 義美	学識経験者	自治会長会代表	
加藤 聰一	学識経験者	岐阜協立大学経営学部教授	
○菊谷 和美	学識経験者	主任児童委員	
近藤 彩	労働者の代表	株式会社 福祉の里	
坂本 友美	子どもの保護者	児童福祉保護者代表	
佐瀬 智彦	学識経験者	子ども会連絡協議会長	
沢田 裕子	学識経験者	民生委員児童委員協議会長	
澤村 利將	学識経験者	北名古屋市社会福祉協議会 事務局長	
祖父江 由美	市の教育部に 在職する者	北名古屋市教育部生涯学習課長	
高山 幸大	子どもの保護者	幼稚園保護者代表	
田中 俊行	企業の代表	名工銘鉱 株式会社	
丹羽 有希乃	学識経験者	北名古屋市立師勝南小学校長	
橋口 隼人	子どもの保護者	保育園保護者会連絡協議会長	
松下 愛	子どもの保護者	児童クラブ保護者代表	
松本 正子	子ども・子育て 支援事業者	幼稚園事業者 (栄和幼稚園長)	
水野 美保	子ども・子育て 支援事業者	特定非営利活動法人 子育てネットワークあすなろ代表	
山田 桂子	学識経験者	主任児童委員	
○渡邊 幸子	学識経験者	元北名古屋市市議会議員	

◎会長 ○職務代理 任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日

4 北名古屋市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日

条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、北名古屋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に学識経験のある者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、若しくはその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(苦情解決の処理)

第7条 児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)

に対する保護者等からの苦情及び相談に関する事項について対応するため、委員において各児童

福祉施設を分担し、別に市長が定めるところにより苦情解決の処理にあたる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(北名古屋市児童福祉事業運営協議会設置条例及び北名古屋市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止)

2 北名古屋市児童福祉事業運営協議会設置条例(平成18年北名古屋市条例第97号)及び北名古屋市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成18年北名古屋市条例第163号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年北名古屋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附則(令和5年3月27日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年12月27日条例第27号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

5 用語解説

**第3次北名古屋市
子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月発行**

発行：北名古屋市
編集：北名古屋市 福祉こども部子育て支援課

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地
TEL 0568-22-1111